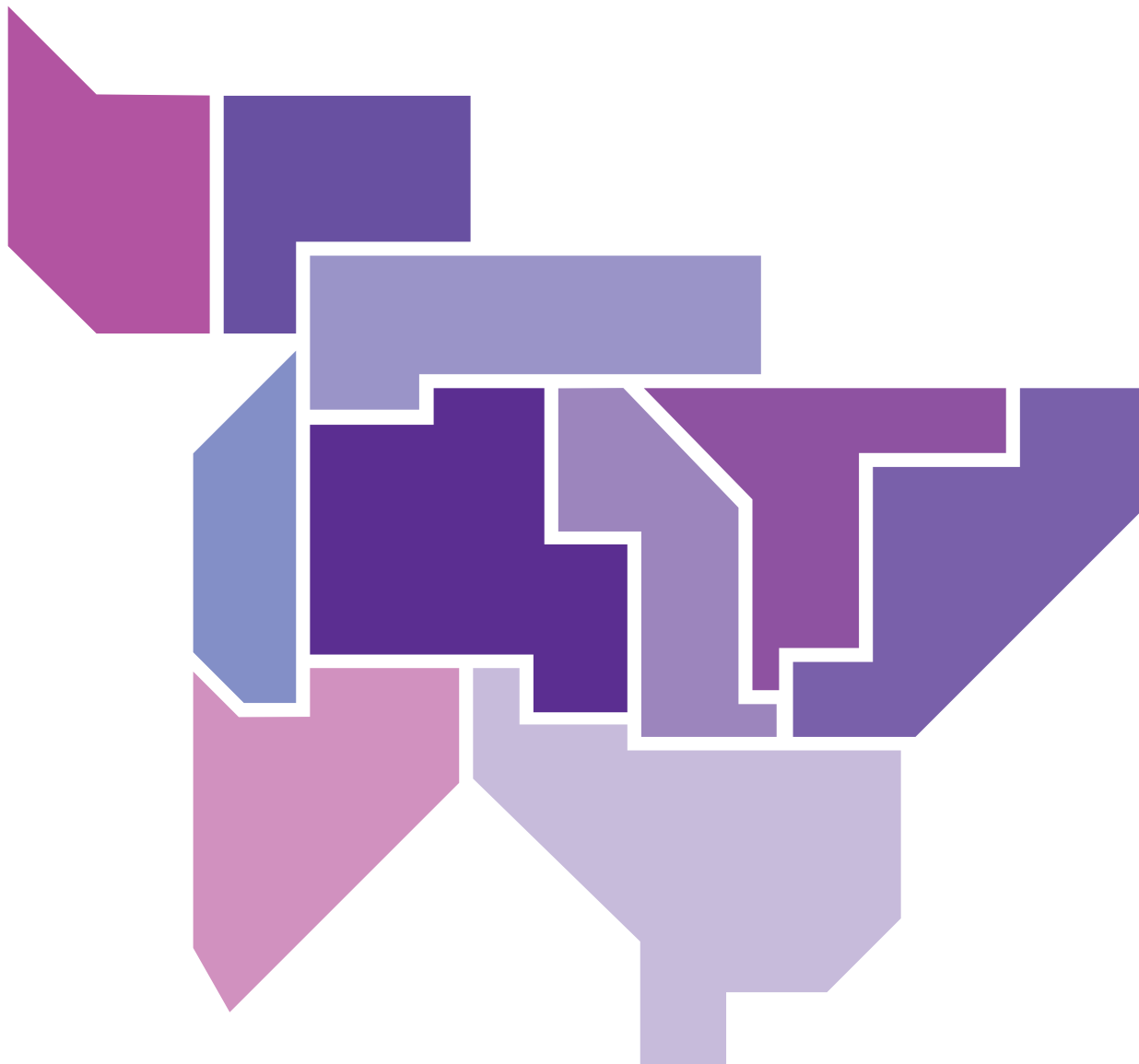


新宿区まちづくり長期計画

THE MACHIZUKURI LONG-RANGE PLAN
FOR THE CITY OF SHINJUKU
OVERVIEW

概要版

平成29(2017)年12月



新宿区まちづくり長期計画

概要版

THE MACHIZUKURILONG-RANGE PLAN
FOR THE CITY OF SHINJUKU
OVERVIEW

平成29(2017)年12月

新宿区

目次 | 新宿区まちづくり長期計画 概要版

はじめに

まちづくり長期計画とは

1 計画の目的	03
2 計画の体系	04
3 計画の位置づけ	04
4 計画の役割	04

都市マスタープラン 05

第1章 | めざす都市の骨格 06

1 将来の都市像	06	3 将来の都市構造	07
2 めざす都市の骨格の考え方	06		

第2章 | まちづくり方針 09

基本的な考え方及び部門の設定	09	5 景観まちづくりの方針	14
1 土地利用の方針	10	6 住宅・住環境整備の方針	15
2 都市交通整備の方針	11	7 誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針	16
3 防災まちづくりの方針	12	8 環境に配慮したまちづくりの方針	17
4 みどり・公園整備の方針	13		

第3章 | 地域別まちづくり方針 18

基本的な考え方及び地域の区分	18	6 戸塚地域まちづくり方針	24
1 四谷地域まちづくり方針	19	7 落合第一地域まちづくり方針	25
2 笹笹地域まちづくり方針	20	8 落合第二地域まちづくり方針	26
3 榎地域まちづくり方針	21	9 柏木地域まちづくり方針	27
4 若松地域まちづくり方針	22	10 新宿駅周辺地域まちづくり方針	28
5 大久保地域まちづくり方針	23		

まちづくり戦略プラン 29

第1章 | 課題別戦略 30

重点課題の設定	30
戦略	31

第2章 | エリア戦略 32

まちづくり推進エリアの設定	32	8 高田馬場駅周辺エリア	41
エリア戦略の検証	32	9 中井駅周辺エリア	42
1 四谷駅周辺エリア	34	10 西落合エリア	43
2 神宮外苑・信濃町駅周辺エリア	35	11 新宿駅周辺地区	44
3 神楽坂エリア	36	11-1 新宿駅直近エリア	45
4 飯田橋駅東口周辺エリア	37	11-2 新宿駅東口エリア	46
5 外苑東通り沿道エリア	38	11-3 新宿駅西口エリア	47
6 若松環4沿道エリア	39	11-4 十二社通り・青梅街道周辺エリア	48
7 大久保・百人町エリア	40	11-5 歌舞伎町エリア	49

はじめに

まちづくり長期計画とは

1 計画の目的

新宿区では、平成19(2007)年に「基本構想」を見直し、おおむね20年後を想定した区のめざすまちの姿を、『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちと決めました。

これを受け、同年に策定した「都市マスタープラン」では、将来の都市像として、“暮らしと賑わいの交流創造都市”を描き、まちづくりに取り組んできました。

都市マスタープランの策定以降、少子高齢化や都市インフラの老朽化が進むとともに、東日本大震災(平成23(2011)年)や熊本地震(平成28(2016)年)などの大規模災害の発生や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定など、まちづくりを取り巻く環境は大きく変化しています。

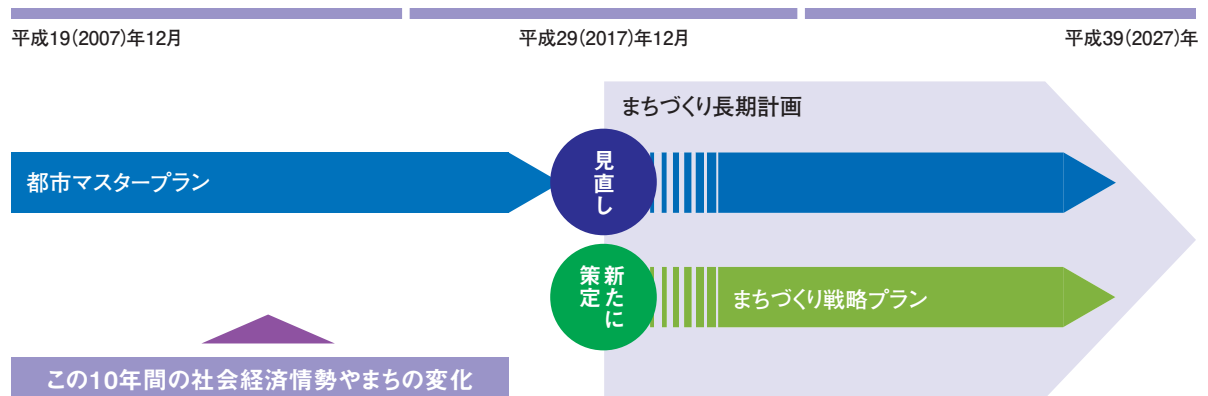
こうしたなか、国は平成27(2015)年度に「首都圏広域地方計画」を定め、東京都では、平成26(2014)年度に「東京都長期ビジョン」を、平成29(2017)年度に「都市づくりのグランドデザイン」を決めました。

このように社会経済情勢等が変化するなか、まちづくりに対するニーズや地域の課題も多様化し、区民・事業者・行政が連携し、それぞれの役割を担いながらまちづくりに取り組むことが重要となっています。

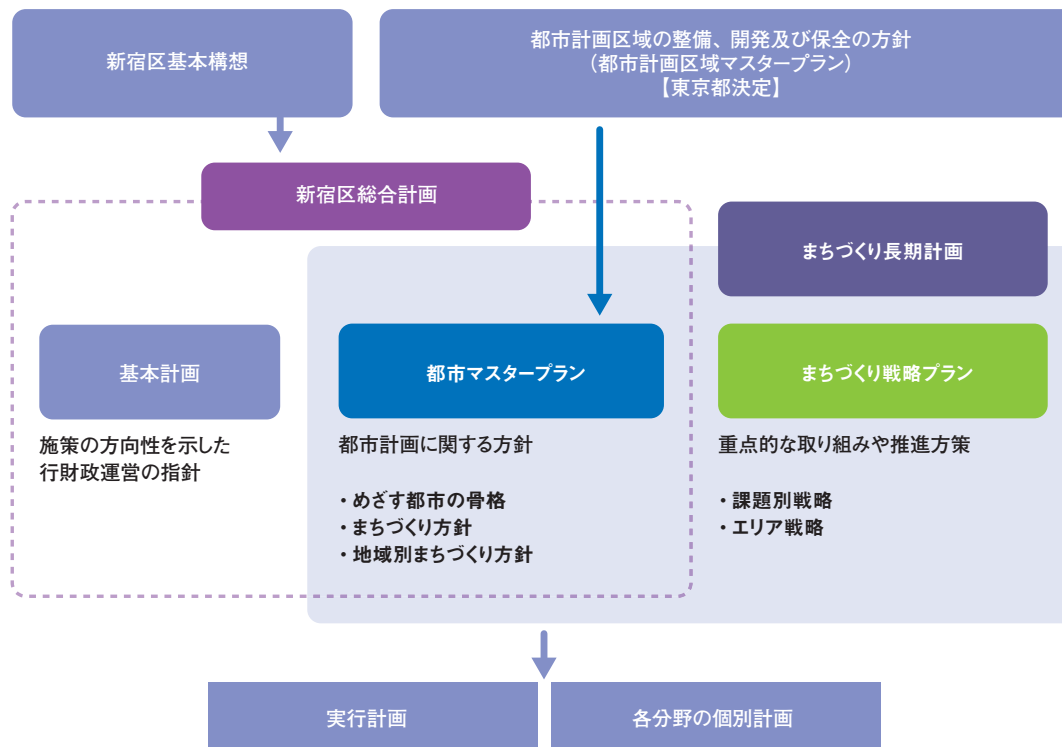
このため、新宿区は、「都市マスタープラン」を見直すとともに、新たに「まちづくり戦略プラン」を加えた「まちづくり長期計画」を平成29(2017)年12月に策定しました。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその後も見据えて、新宿区が持続的に発展していくために、区民・事業者・行政が「まちづくり長期計画」をロードマップとして共有し、まちづくりを進めていきます。

まちづくり長期計画策定の背景



2 計画の体系



3 計画の位置づけ

「都市マスタープラン」は、東京都「都市づくりのグランドデザイン」など長期的なビジョンとの整合を図りながら、おおむね10年後を展望して策定し、社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

「まちづくり戦略プラン」は、「都市マスタープラン」の実現に向けて今後10年間を見据えた計画として策定し、おおむね5年ごとに検証し、まちづくりの進捗などにあわせて、必要に応じて見直しを行います。

「都市マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本的な方針」として策定するものです。

4 計画の役割

1. 都市マスタープラン

- 都市計画など、都市整備に関する計画を作成するにあたっての総合的な指針
- 区民と新宿区とが、協働してまちづくりを進めていくための指針
- 新宿区が定める個別計画を、総合的に調整する指針

2. まちづくり戦略プラン

- 区内全域または、地区が抱える課題に対する重点的な取組み
- 重点的な取組みを推進するための各まちづくり主体(区民・事業者・行政)の役割

都市マスタープラン

第1章 | めざす都市の骨格

新宿区基本構想で掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けた、都市基盤等の主にハード整備に関する「将来の都市像」とともに、「めざす都市の骨格の考え方」、「将来の都市構造」を示します。

第2章 | まちづくり方針

新宿区のまちづくりを総合的に推進していくため、新宿区全体のまちづくりに重点を置いた土地利用や都市交通など、都市計画に関する8つの部門ごとのまちづくり方針を示します。

第3章 | 地域別まちづくり方針

住民が身近に感じることのできる日常生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本とし、新宿区全体を10の地域に区分し、地域の住民の意向を踏まえ、特に地域で必要となるより詳細なまちづくりの方針を示します。

第1章

めざす都市の骨格

1 将来の都市像

基本構想では、策定した平成19(2007)年からおおむね20年後を想定した「めざすまちの姿」を「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」としています。

都市マスタープランでは、この「めざすまちの姿」の実現に向けた、都市基盤等の主にハード整備に関するめざす将来の都市像として、

《暮らしと賑わいの交流創造都市》

を描き、

「暮らしと賑わいが調和し、住む人、働く人や訪れる人々が心地よく感じることができる、環境に配慮したみどり豊かな快適で潤いのあるまち」、

「新宿に住みたいと願う人が安全に安心して生活でき、住み続けられるまち」、

「誰にも愛される魅力あふれる文化を創造するまち」、

「新宿を訪れる人々によって生み出される活力が住む人々の利益にも結びつくまち」の実現をめざします。

2 めざす都市の骨格の考え方

将来の都市像を実現するため、将来の都市機能や都市施設の基本的な都市の骨格の考え方を、次のとおり示します。

1 | 新宿区に蓄積されてきた多様性を活かしていく

- ① 新宿駅周辺を、国際的な賑わいと交流を創造する中心にします。
- ② 高田馬場、四谷、神楽坂・飯田橋、大久保・新大久保、信濃町の駅周辺業務商業地を、賑わいと交流の中心として育てます。
- ③ 東西南北の賑わい軸を中心に面的なまちづくりを進めます。
- ④ 誰もが快適に過ごせる都市空間となるまちづくりを進めます。

2 | まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく

- ① まちの資源を活かし、地域の個性を創ります。
- ② 新宿区の骨格を形成するみどりと水辺の充実を図ります。

3 | 地域の個性を活かし、区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく

- ①地域の交流を支える場の形成を進めます。
- ②まちづくり制度を活用し、地域の個性を活かします。
- ③地域で活動する人が地域の個性を創る担い手となり、まちづくりを進めます。
- ④地域の住民が相互に連携するしくみをつくります。

4 | 災害に強い高度な防災機能を備えた新宿を創っていく

- ①大規模地震や大型台風、局地的豪雨などの自然災害に強いまちづくりを進めます。
- ②燃え広がらない火災に強いまちづくりを進めます。
- ③区民や来街者が安全・安心に過ごせるまちづくりを進めます。

5 | 世界とつながる国際都市“Shinjuku”を創っていく

- ①質の高い都市空間の充実を図ります。
- ②持続可能な地球にやさしいまちづくりを進めます。

3 将来の都市構造

将来的な都市機能や都市施設等の基本的な骨格を、将来の都市構造として示します。

1 | 「心(しん)」：賑わいと交流を先導する地区

- ①「創造交流の心」 ②「賑わい交流の心」 ③「生活交流の心」

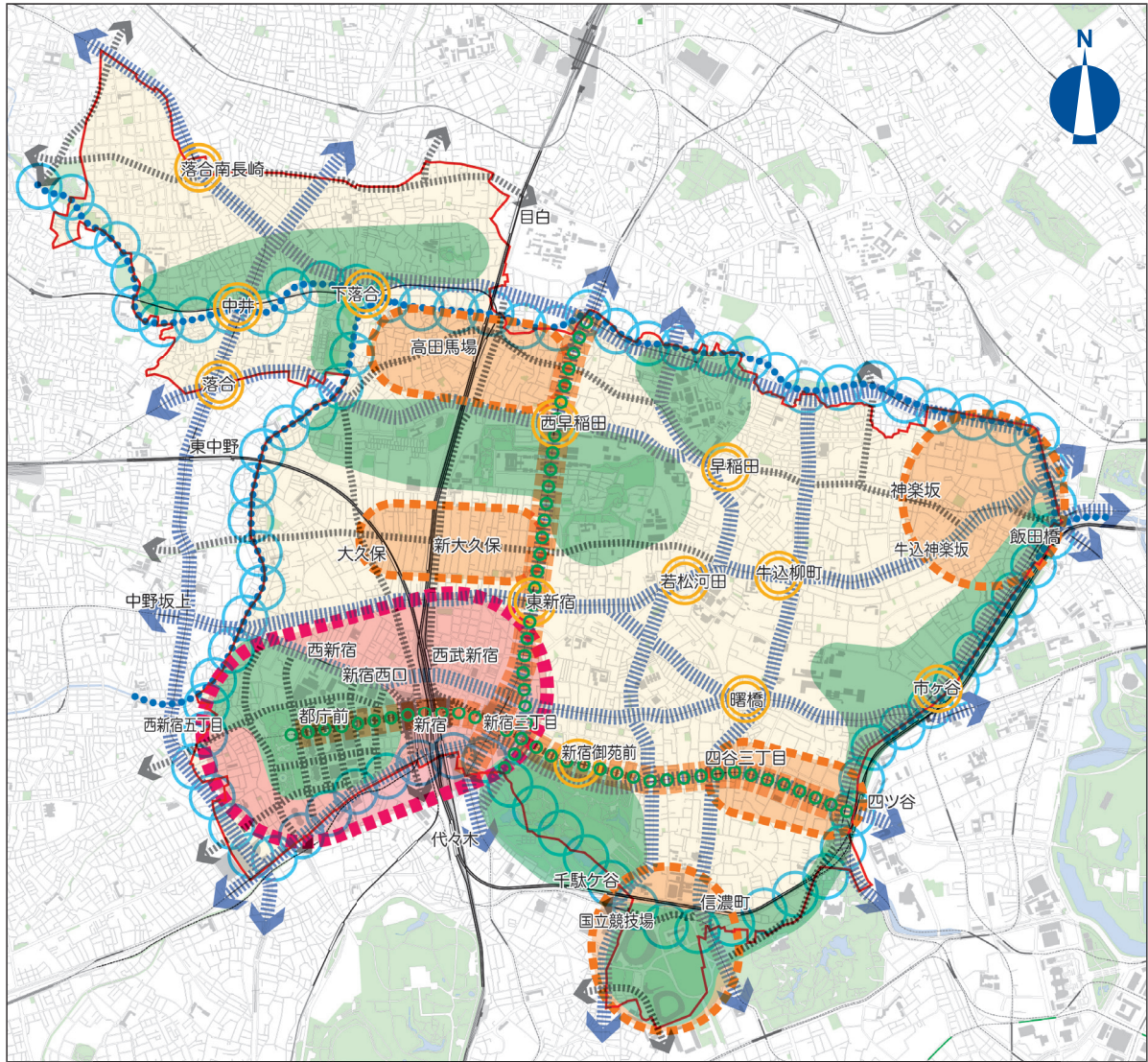
2 | 「軸(じく)」：高い都市活動を支える幹線道路やその沿道

- ①「都市活動軸」 ②「地域活動軸」 ③「賑わい交流軸」


3 | 「環(わ)」：都市に潤いを与える水辺やみどりのつながり

- ①「七つの都市の森」 ②「水とみどりの環」 ③「風のみち(みどりの回廊)」




都市構造図






心(しん)

-  創造交流の心
-  賑わい交流の心
-  生活交流の心

軸(しく)

-  都市活動軸
-  地域活動軸
-  賑わい交流軸

環(わ)

-  七つの都市の森
-  水とみどりの環
-  風のみち(みどりの回廊)

 河川・外環

第2章

まちづくり方針

基本的な考え方及び部門の設定

まちづくり方針は、「めざす都市の骨格」の実現に向け、新宿区全域に係る都市計画に関する部門別の方針として示すものです。

まちづくり方針では、土地利用、都市交通、みどり・公園、景観、住宅・住環境などの都市計画に関する各部門について、社会経済情勢等を踏まえて防災と観光、ユニバーサルデザイン、環境に関する視点を強化するとともに、区民の意向を踏まえた課題解決に向けた取組みを進めていくため、8つの部門を設定します。

「めざす都市の骨格の考え方」を実現する8つの部門の設定

めざす将来の都市像 『暮らしと賑わいの交流創造都市』

めざす都市の骨格の考え方

- 1 新宿に蓄積されてきた多様性を活かしていく
- 2 まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく
- 3 地域の個性を活かし、区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく
- 4 災害に強い高度な防災機能を備えた新宿を創っていく
- 5 世界とつながる国際都市“Shinjuku”を創っていく

8つの部門の設定

1 土地利用

住宅や交流地区などの土地利用区分ごとの方針

2 都市交通整備

交通手段や交通施設、公共空間の活用などの方針

3 防災まちづくり

建物等の安全性向上、災害発生時の対策などの方針

4 みどり・公園整備

水やみどりの保全・活用、親しめる環境づくりなどの方針

5 景観まちづくり

良好な景観の保全・創出、まちの顔づくりなどの方針

6 住宅・住環境整備

住まいの性能向上、安定確保や良好な住環境の形成などの方針

7 誰もが豊かに暮らせるまちづくり

ユニバーサルデザインや人々の交流を創出するまちづくりの方針

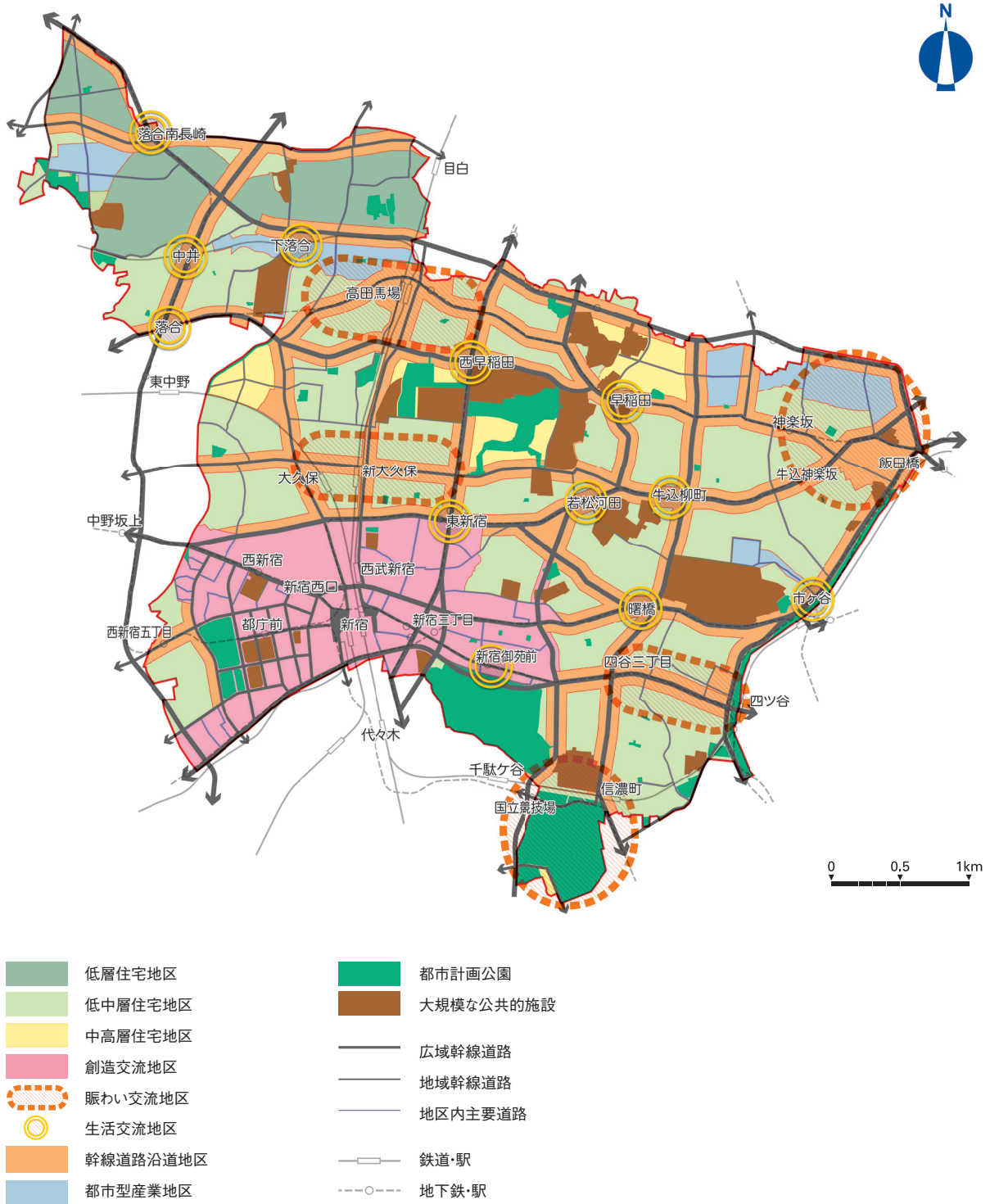
8 環境に配慮したまちづくり

エネルギー利用の効率化、ヒートアイランド対策などの方針

1 土地利用の方針

- 1 | 都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成
- 2 | 多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成
- 3 | 都市型産業地区における土地利用の適正な誘導
- 4 | 都市の貴重なオープンスペースの保全
- 5 | 国際都市の拠点整備の推進

土地利用方針図



2 都市交通整備の方針

- 1 | 人にやさしい公共交通への改善
- 2 | 人と環境に配慮した道路整備
- 3 | 歩きたくなる歩行者空間の充実
- 4 | 交通需要の管理の推進
- 5 | 公共空間を活用した都市の魅力の向上

都市交通整備方針図



3 防災まちづくりの方針

- 1 | 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり
- 2 | 建物・都市施設等の安全性の向上
- 3 | 防災拠点と避難施設等の充実
- 4 | 災害発生時の応急・復旧対策の整備
- 5 | 風水害対策の強化

防災まちづくり方針図



4 みどり・公園整備の方針

- 1 | みどりの骨格の形成
- 2 | みどりを残し、まちへ広げる
- 3 | 水やみどりに親しめる環境づくり
- 4 | 生活や活動の場にある身近なみどりの充実
- 5 | 公園を活かした賑わいづくり

みどり・公園整備方針図

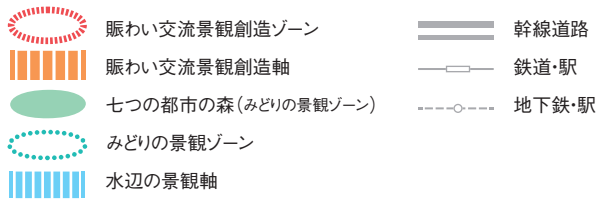


※平成29年12月現在

5 景観まちづくりの方針

- 1 | 地域の個性を活かした景観誘導
- 2 | 賑わいと潤いのある景観誘導
- 3 | 国際観光都市・新宿の顔づくりの推進
- 4 | 区民との連携による景観まちづくりの推進

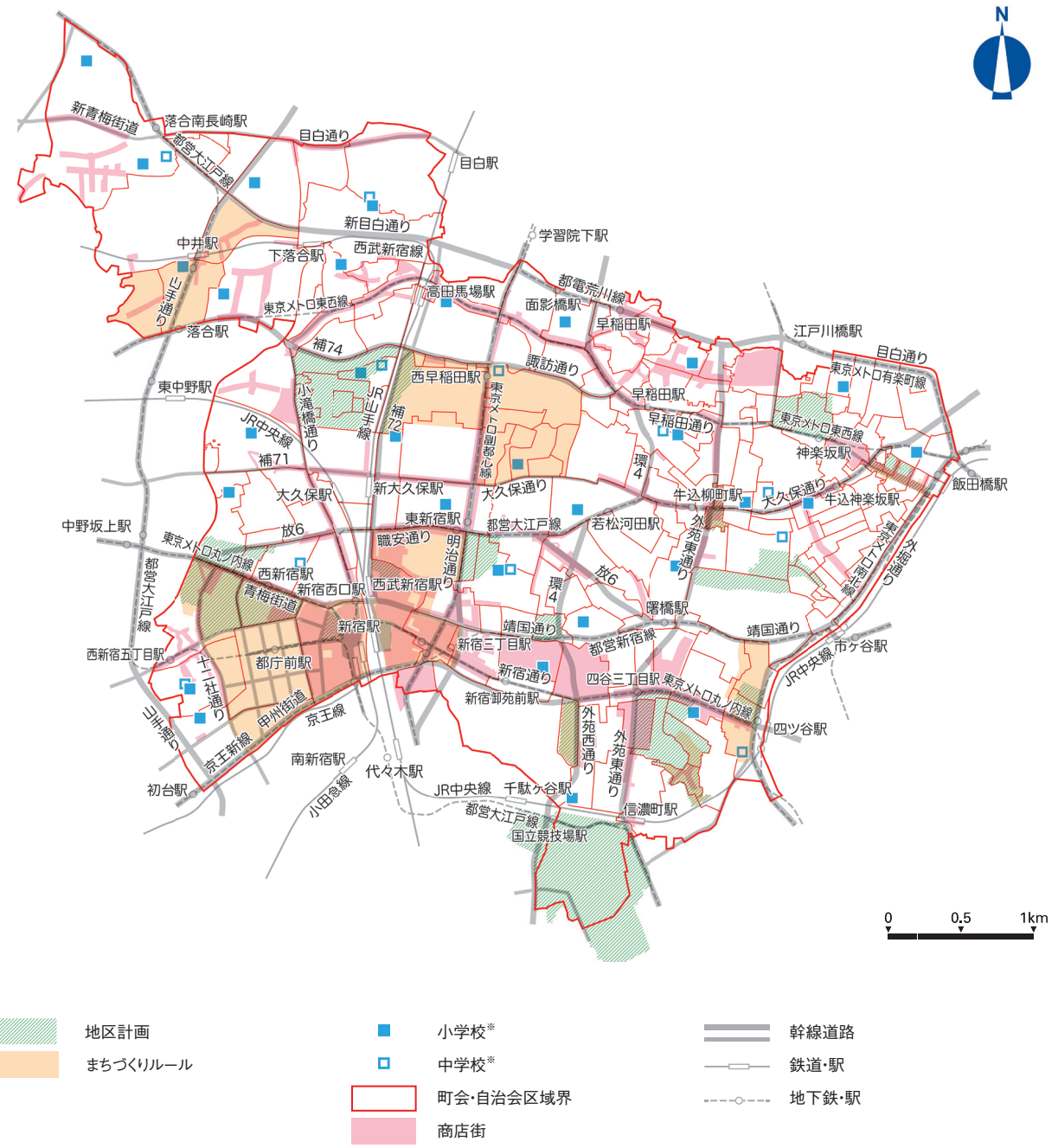
景観まちづくり方針図



6 住宅・住環境整備の方針

- 1 | 安心して暮らせる住まいづくり
- 2 | 住生活の豊かさを実感できる住まいづくり
- 3 | 安定した居住を確保できるしくみづくり
- 4 | 地域コミュニティを主体とした魅力ある住環境づくり
- 5 | 子ども、障害者、高齢者、外国人等にやさしい暮らしづくり

住宅・住環境整備方針図



7 誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針

1 | ユニバーサルデザインまちづくり

2 | 人々の交流を創出する都市空間づくり

誰もが豊かに暮らせるまちづくり方針図



*バリアフリー法に基づき、駅ホームから地上までエレベーターの利用により、1経路以上円滑な移動経路が確保されている駅

8 環境に配慮したまちづくりの方針

- 1 | エネルギー利用の効率化を推進するまちづくり
- 2 | ヒートアイランド対策を推進するまちづくり
- 3 | 資源循環型のまちづくり
- 4 | 誰もが快適に過ごせる都市空間づくり

環境に配慮したまちづくりの方針図



第3章

地域別まちづくり方針

基本的な考え方及び地域の区分

地域別まちづくり方針は、8つからなるまちづくり方針(第2章)を踏まえて、各地域の総合的なまちづくり方針を定めるものです。

まちづくり方針は新宿区全体のまちづくりに重点が置かれているのに対し、地域別まちづくり方針は地域の課題に応じて地域のより詳細なまちづくりの方針を示すものです。

また、地域別まちづくり方針は、区全域に係るまちづくり方針についても、地域特性等を踏まえて、再度記載しているものがあります。

地域別まちづくり方針は、住民が身近に感じることのできる日常の生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本とし、新宿区全体を10の地域に区分しています。

地域の区分

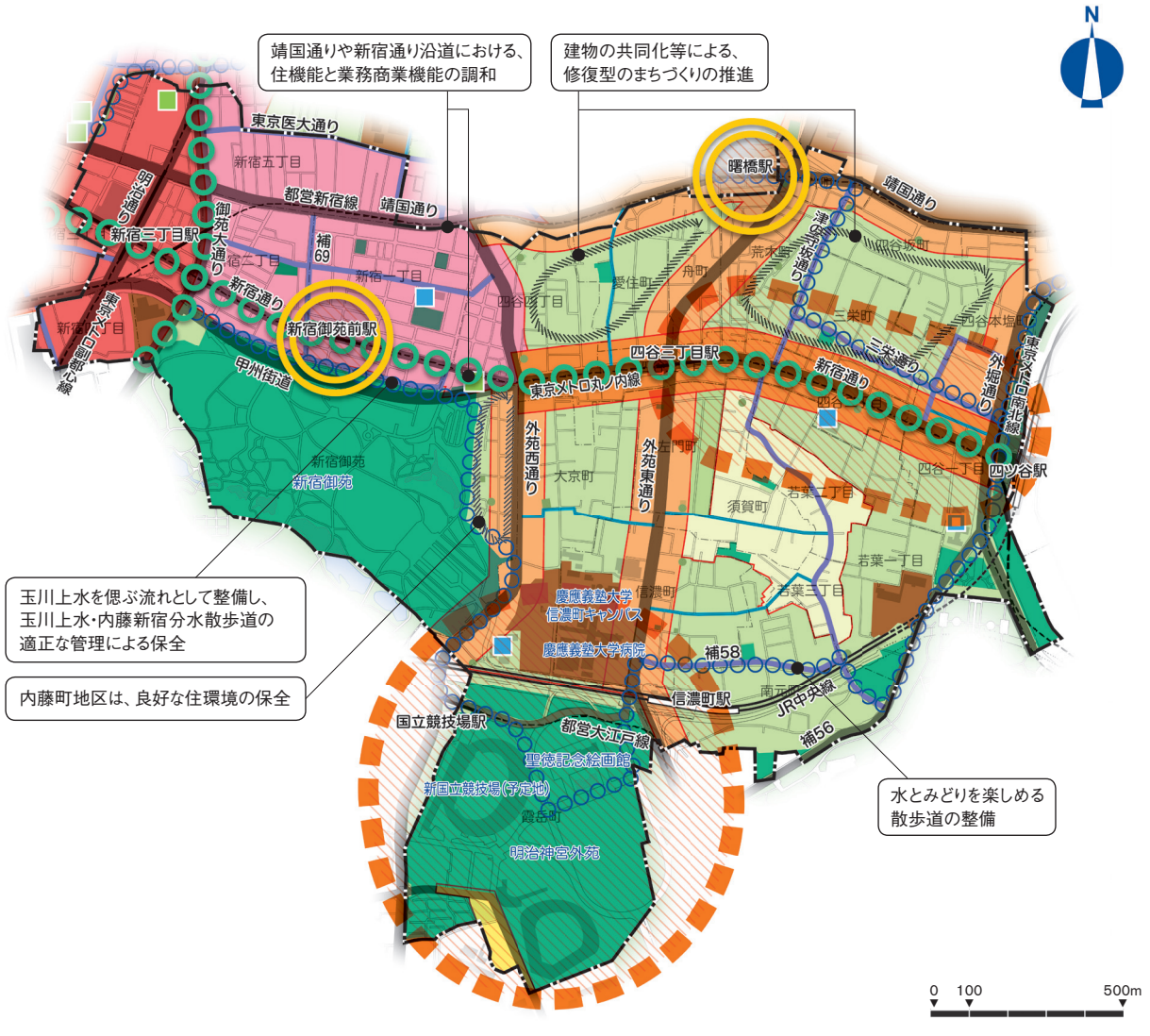


1 四谷地域まちづくり方針

地域の将来像

歴史と文化の香りあふれ、多くの人が集う夢のまち

四谷地域まちづくり方針図



土地利用(市街地整備区分)

- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 国際的な中枢業務機能拠点地区
- 都心居住推進地区
- 賑わい交流地区
- 生活交流地区
- 賑わい交流骨格整備地区
- 幹線道路沿道整備地区

道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 風のみち(みどりの回廊)
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

※平成29年12月現在

2 筆筒地域まちづくり方針

地域の将来像

坂と水 歴史を綴る 粋なまち 筆筒

筆筒地域まちづくり方針図



土地利用(市街地整備区分)

- 低中層保全地区
- 低中層個別改善地区
- 賑わい交流地区
- 生活交流地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区

道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

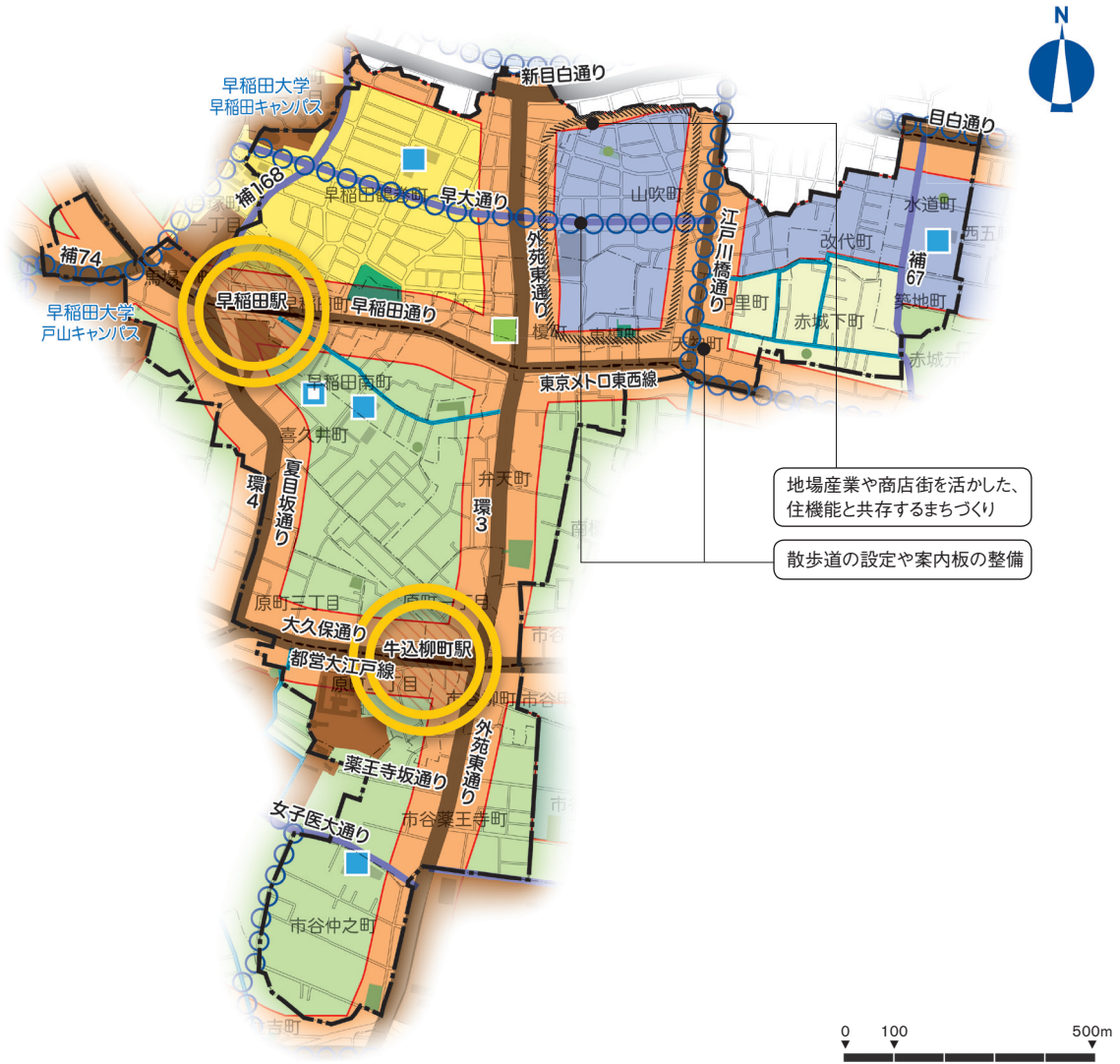
※平成29年12月現在

3 複地域まちづくり方針

地域の将来像

今も昔も文化と活力のあるまち 早稲田

複地域まちづくり方針図



土地利用(市街地整備区分)

- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 生活交流地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区

道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

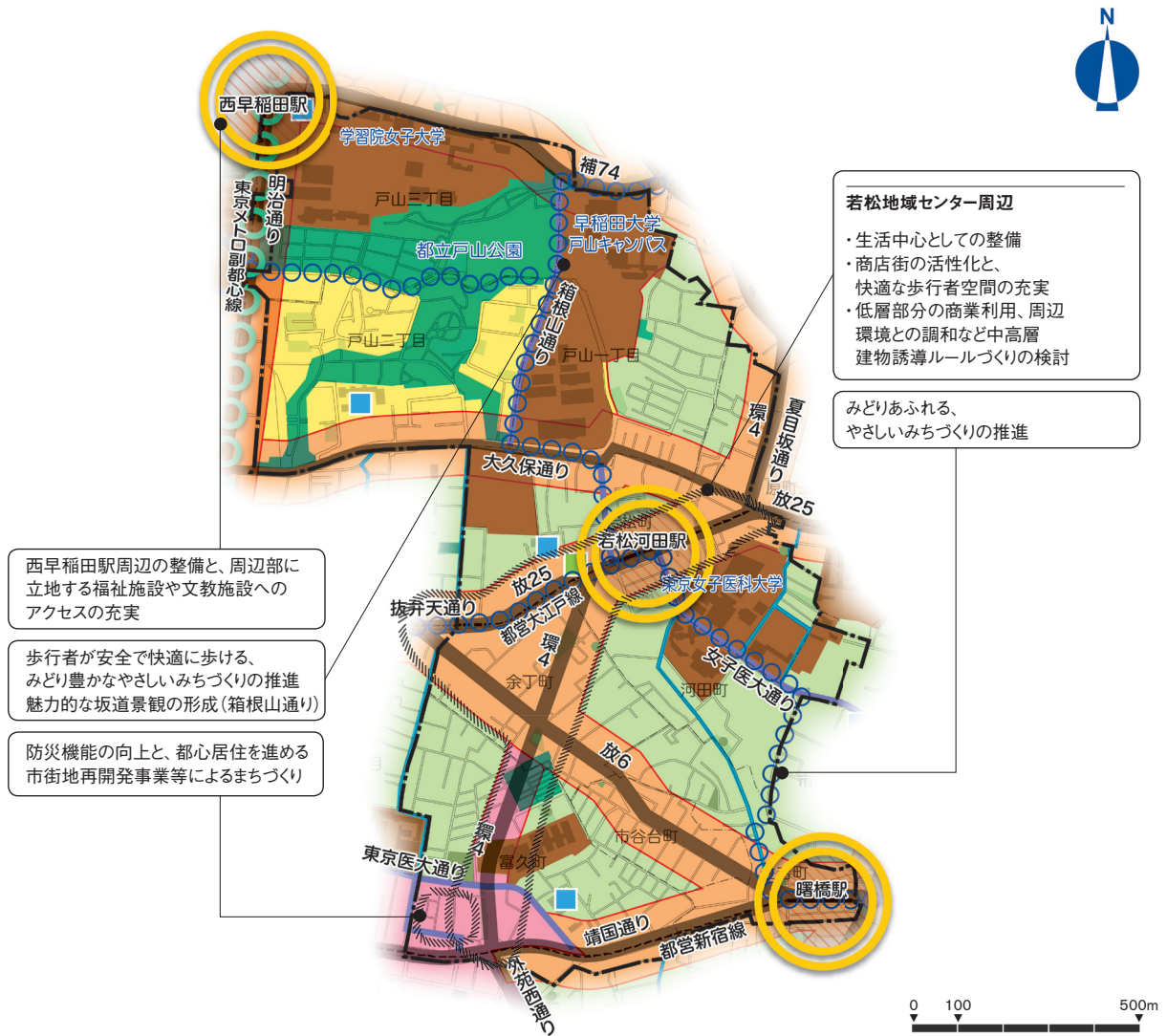
※平成29年12月現在

4 若松地域まちづくり方針

地域の将来像

誰にもやさしい元気のあるまち

若松地域まちづくり方針図



土地利用(市街地整備区分)

- 低中層個別改善地区
- 中高層住宅整備地区
- 都市居住推進地区
- 生活交流地区
- 賑わい交流骨格整備地区
- 幹線道路沿道整備地区

道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 風のみち(みどりの回廊)
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所**

**平成29年12月現在

5 大久保地域まちづくり方針

地域の将来像

つつじのさと 大久保
一人にやさしい多文化共生のまち

大久保地域まちづくり方針図



公園等の充実と、周辺施設と一体となったみどりの充実

土地利用の転換などにあわせて、国際色豊かな商業・宿泊施設等が集積する、周辺の住宅地と調和した賑わいのある拠点の形成

東新宿駅周辺の整備

土地利用(市街地整備区分)

- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 国際的な中枢業務機能拠点地区
- 都心居住推進地区
- 賑わい交流地区
- 生活交流地区
- 賑わい交流骨格整備地区
- 幹線道路沿道整備地区

道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 風のみち(みどりの回廊)
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

※平成29年12月現在

6 戸塚地域まちづくり方針

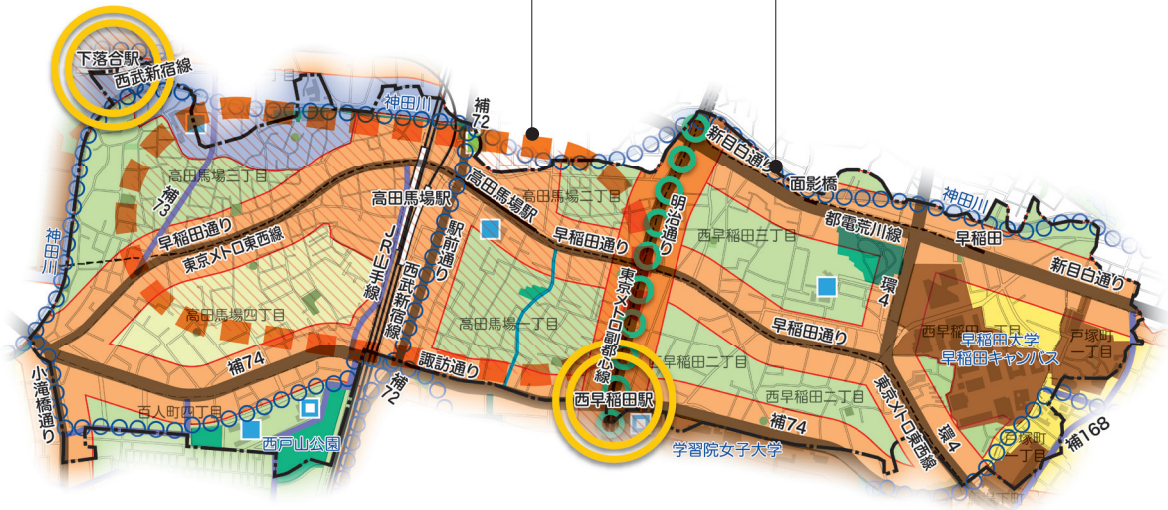
地域の将来像

心豊かに集う、文化と福祉と若者のまち

戸塚地域まちづくり方針図

水とみどりが楽しめる散歩道の整備

高田馬場駅及び周辺の魅力あるまちづくりの推進
交通バリアフリー基本構想による整備の推進
公共交通施設の利便性の向上
駐輪場の整備の検討



土地利用(市街地整備区分)

- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 賑わい交流地区
- 生活交流地区
- 賑わい交流骨格整備地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区

道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 風のみち(みどりの回廊)
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

※平成29年12月現在

地域の将来像

ともにつくるみどり豊かで安心なまち

落合第一地域まちづくり方針図

良好な住環境を保全していくための
まちづくりルールの検討
安全で、安心して生活できる防災対策の推進



良好な住環境の保全と、
みどりの保全・充実・活用のための
まちづくりルールの検討

神田川・妙正寺川沿い等の、
水とみどりを楽しめる散歩道の整備
神田川・妙正寺川の水害対策の強化

土地利用(市街地整備区分)

- 低層保全地区
- 低層個別改善地区
- 低中層保全地区
- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 生活交流地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区

道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

※平成29年12月現在

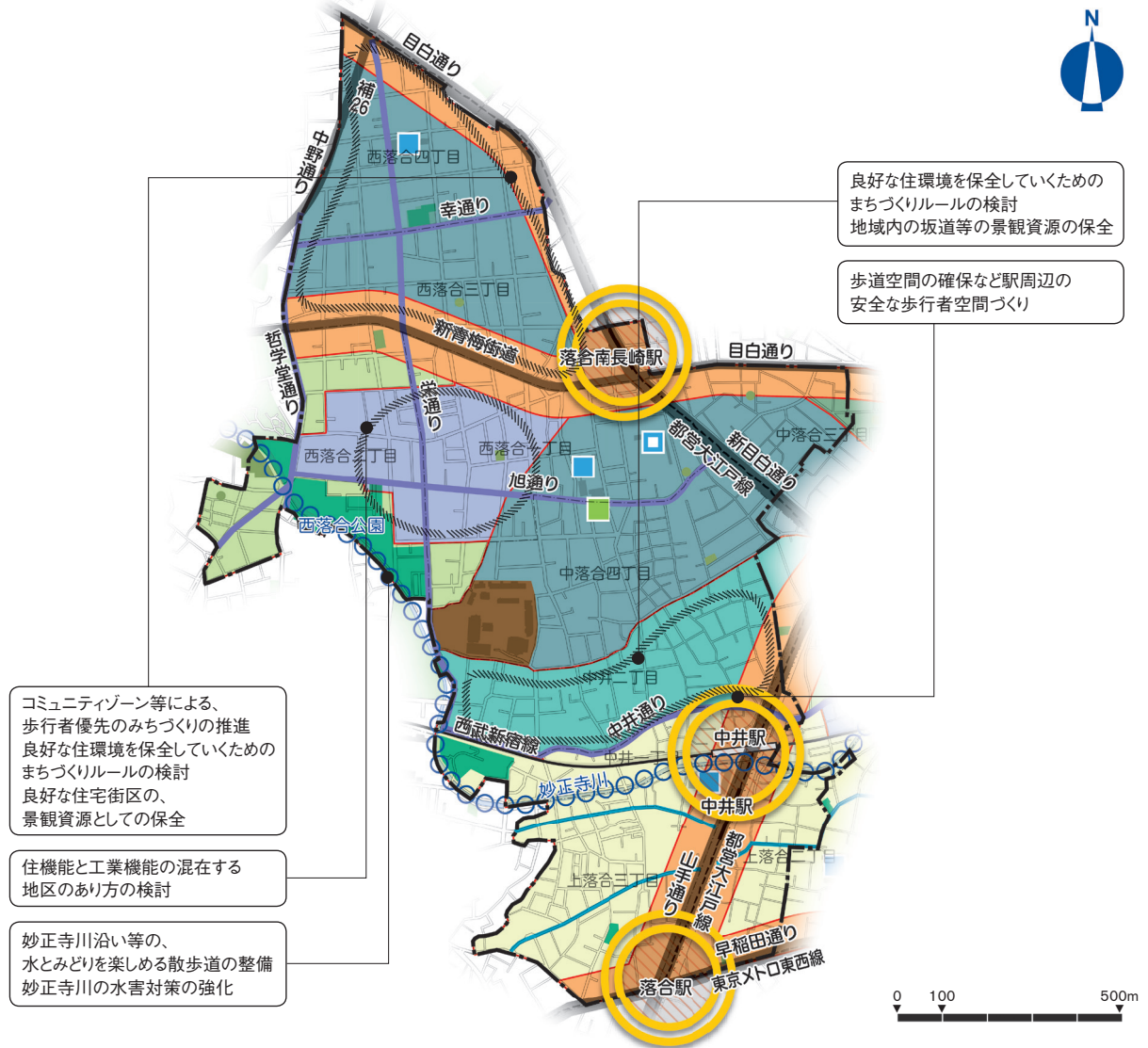
注：道路名称は、新宿区が設定した「道路通称名」も含まれます。

8 落合第二地域まちづくり方針

地域の将来像

住みつけられるみどり豊かなまち 落合

落合第二地域まちづくり方針図



良好な住環境を保全していくためのまちづくりルールの検討
地域内の坂道等の景観資源の保全

歩道空間の確保など駅周辺の安全な歩行者空間づくり

コミュニティゾーン等による、歩行者優先のみちづくりの推進
良好な住環境を保全していくためのまちづくりルールの検討
良好な住宅街区の、景観資源としての保全

住機能と工業機能の混在する地区のあり方の検討

妙正寺川沿い等の、水とみどりを楽しめる散歩道の整備
妙正寺川の水害対策の強化

土地利用(市街地整備区分)

- 低層保全地区
- 低層個別改善地区
- 低中層保全地区
- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 生活交流地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区

道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

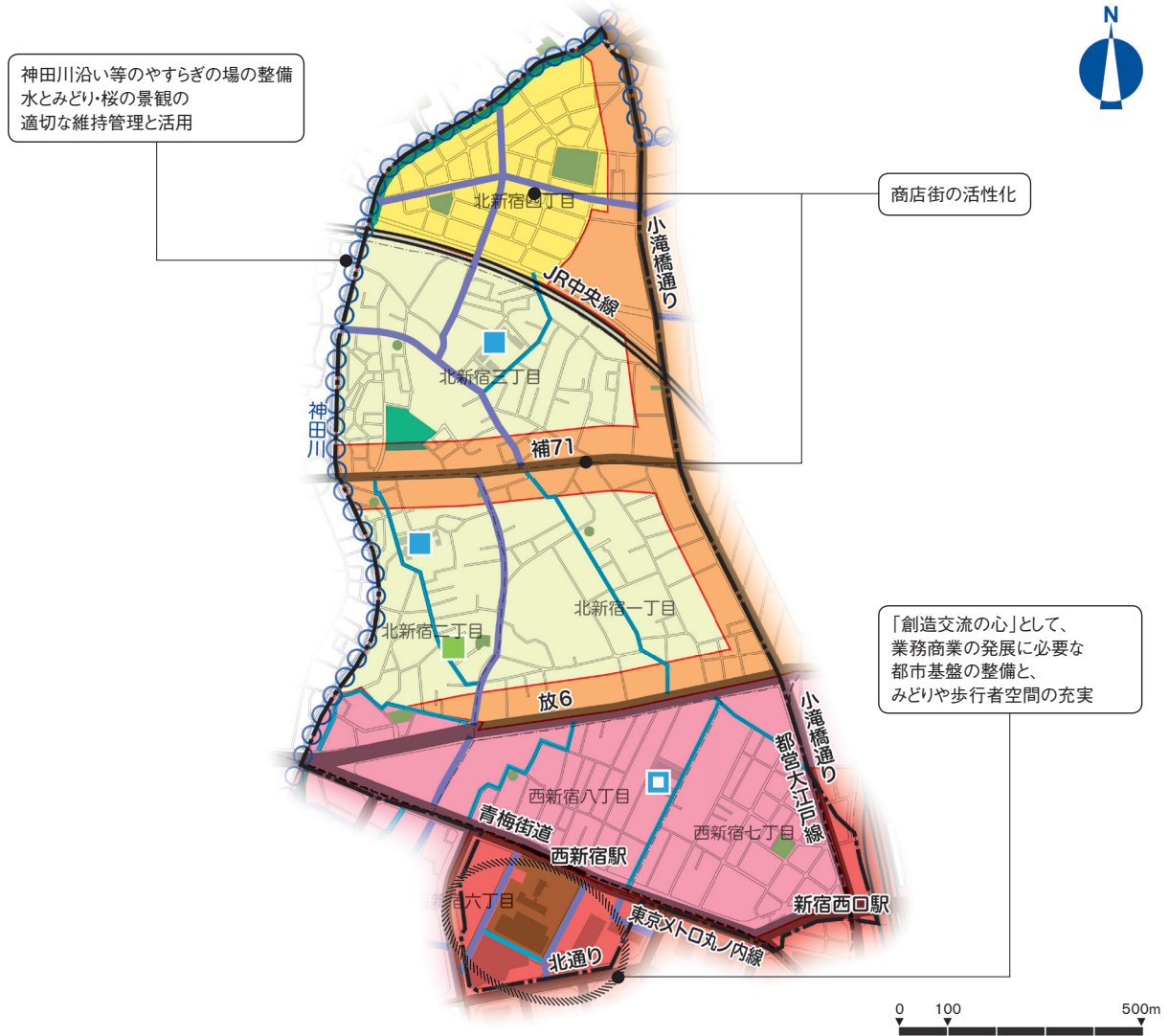
※平成29年12月現在

注：道路名称は、新宿区が設定した「道路通称名」も含まれます。

地域の将来像

—輝く国際都市の眺め、歴史と新たな文化が息づく、
やすらぎの暮らし— 住みたくなるまち 柏木

柏木地域まちづくり方針図



土地利用(市街地整備区分)

- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 国際的な中枢業務機能拠点地区
- 都心居住推進地区
- 幹線道路沿道整備地区

道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

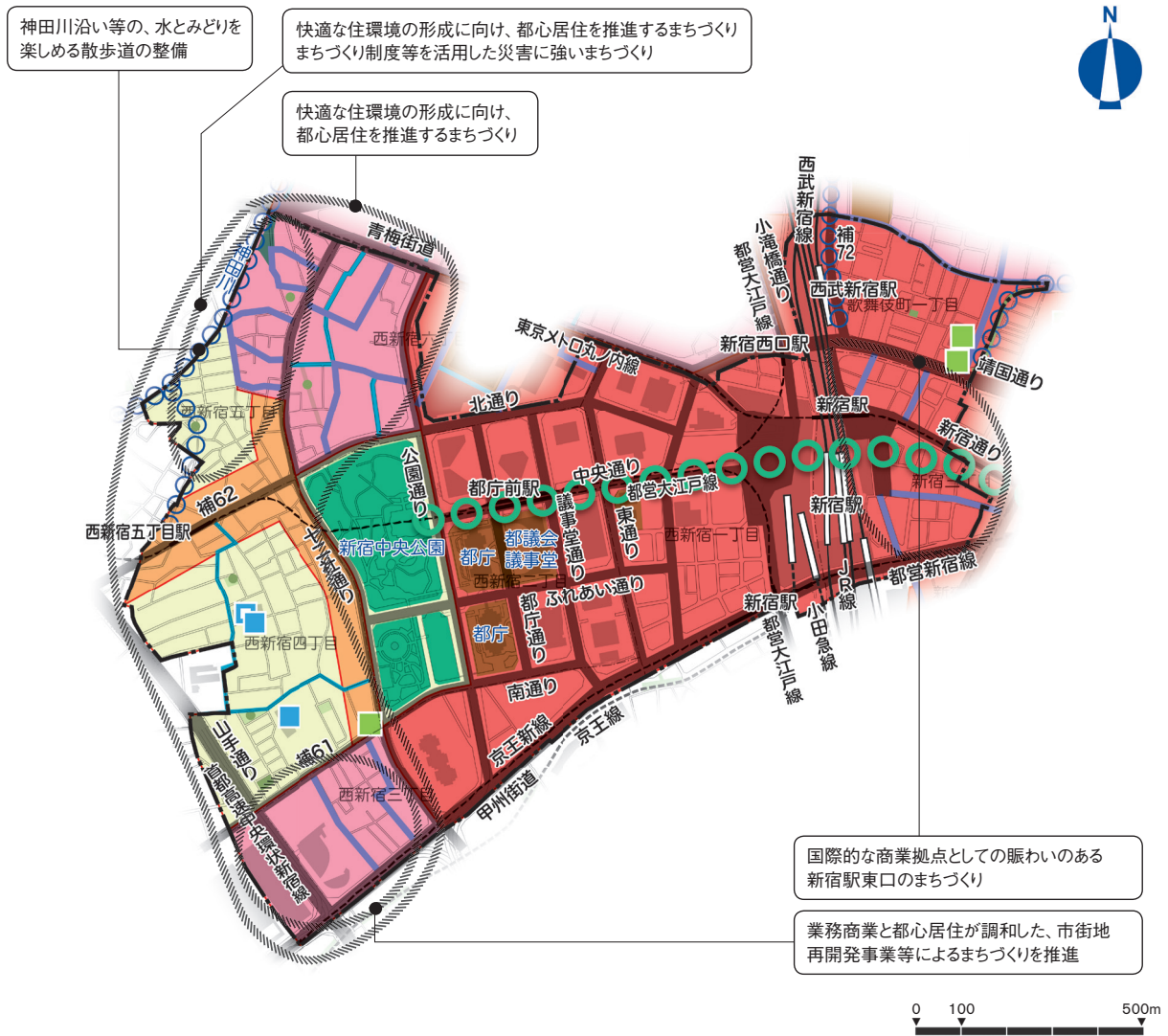
※平成29年12月現在

10 新宿駅周辺地域まちづくり方針

地域の将来像

人を魅せる活力と文化の薫りあふれる環のまち

新宿駅周辺地域まちづくり方針図



土地利用(市街地整備区分)

- 低中層基盤整備地区
- 国際的な中枢業務機能拠点地区
- 都心居住推進地区
- 幹線道路沿道整備地区

道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 風のみち(みどりの回廊)
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

※平成29年12月現在

まちづくり戦略プラン

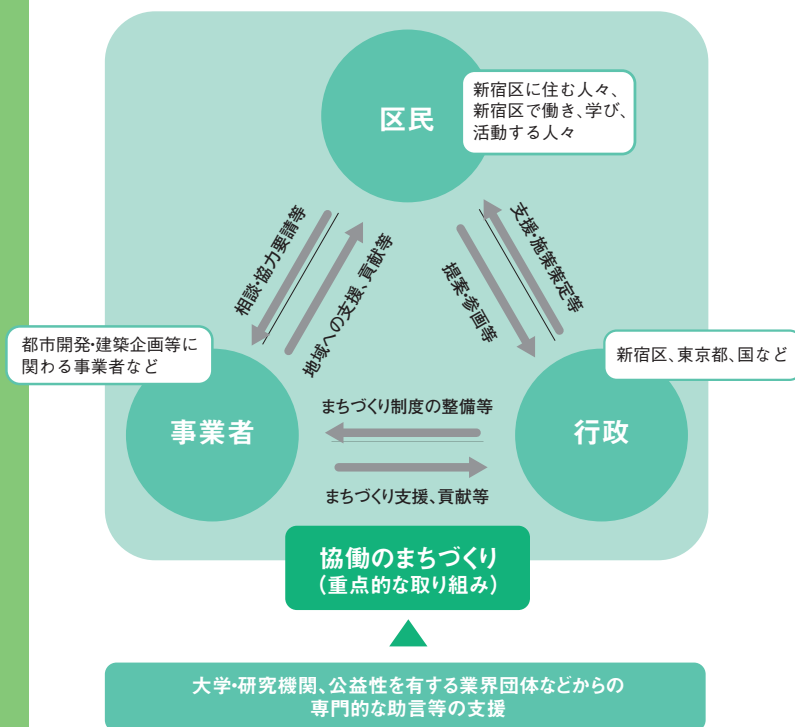
第1章 | 課題別戦略

新宿区全域の「重点課題」を設定し、課題解決に向けた重点的な取組みと推進方策を「戦略」として示します。

第2章 | エリア戦略

新宿区のまちづくりを先導するエリアを「まちづくり推進エリア」として設定し、エリアごとの課題解決に向けた重点的な取組みと推進方策を「戦略」として示します。

区民・事業者・行政の役割分担等



第1章

課題別戦略

課題別戦略では、新宿区全域の「重点課題」を2つ設定し、課題解決に向けた重点的な取組みを「戦略」として示します。また、「戦略」には、推進方策として、まちづくり主体となる区民・事業者・行政の役割を示し、三者が協力・連携してまちづくりを進めていきます。

重点課題の設定

- ・ 都市マスタープランの「めざす都市の骨格の考え方」のうち、社会経済情勢やまちの変化を踏まえ、新たに追加した2つの考え方に基づき、「重点課題」を設定します。

都市マスタープラン「めざす都市の骨格の考え方」

- ①新宿に蓄積されてきた多様性を活かしていく
- ②まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく
- ③地域の個性を活かし、区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく
- ④災害に強い高度な防災機能を備えた新宿を創っていく
- ⑤世界とつながる国際都市“Shinjuku”を創っていく

新たに追加した考え方

重点課題1 『新宿の高度防災都市化と安全安心の強化』

近年、日本各地で多くの被害をもたらしている地震・台風などの自然災害を受け、今後予想される首都直下地震や集中豪雨などに対応するため、3つの戦略を示します。

重点課題2 『賑わい都市・新宿の創造』

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、新宿区の魅力をさらに高め、国際都市として世界に発信していくため、3つの戦略を示します。

重点課題 1 『新宿の高度防災都市化と安全安心の強化』

戦略 a	建物の安全安心の強化	考え方	地震災害等から区民や来街者などを守るため、「安全で安心な建物」をつくります。
		重点的な取組み	①建物等の耐震化・落下物対策の強化 ②マンション対策の推進 ③空き家等対策の推進
戦略 b	地域の防災性の強化	考え方	火災や水害からまちを守るため、「災害に強い地域」をつくります。
		重点的な取組み	①木造住宅密集地域の解消 ②繁華街防災の強化 ③豪雨対策の推進
戦略 c	防災体制の強化	考え方	大規模災害等発生時に迅速かつ的確に対応するため、「強い災害対応力」をつくります。
		重点的な取組み	①情報収集・伝達体制の強化 ②避難体制の強化 ③地域防災体制の強化

重点課題 2 『賑わい都市・新宿の創造』

戦略 d	国際観光都市の推進	考え方	国内外から訪れる人々が新宿の魅力を感じる、「世界があこがれるまち」をつくります。
		重点的な取組み	①都市基盤整備の推進 ②ユニバーサルデザインまちづくりの推進 ③新宿の顔づくりの推進
戦略 e	愛着と誇りをもてるまちの発展	考え方	区民の暮らしに潤いを与える、「多様性を活かしたまち」をつくります。
		重点的な取組み	①地域特性を活かしたまちづくりの推進 ②人に配慮した「場」づくりの推進 ③歴史、文化、芸術など多様な魅力による賑わいづくり
戦略 f	持続的に発展する都市の推進	考え方	変化する地球環境のなかで新宿区が発展し続けるため、「環境にやさしいまち」をつくります
		重点的な取組み	①地球温暖化対策の推進 ②豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備の推進 ③交通環境の整備の推進

第2章

エリア戦略

まちづくり推進エリアの設定

- ・都市マスタープランにおける「将来の都市構造（心、軸、環）」に位置づけられている地域やその周辺地域のなかで、駅の周辺や幹線道路沿道など具体的なまちづくりを行う一定の範囲を対象に、次の項目に適合するエリアを「まちづくり推進エリア」とします。

まちづくり推進エリアの設定の考え方

「心」、「軸」、「環」に位置づけられている地域やその周辺地域

次の項目に適合するエリア

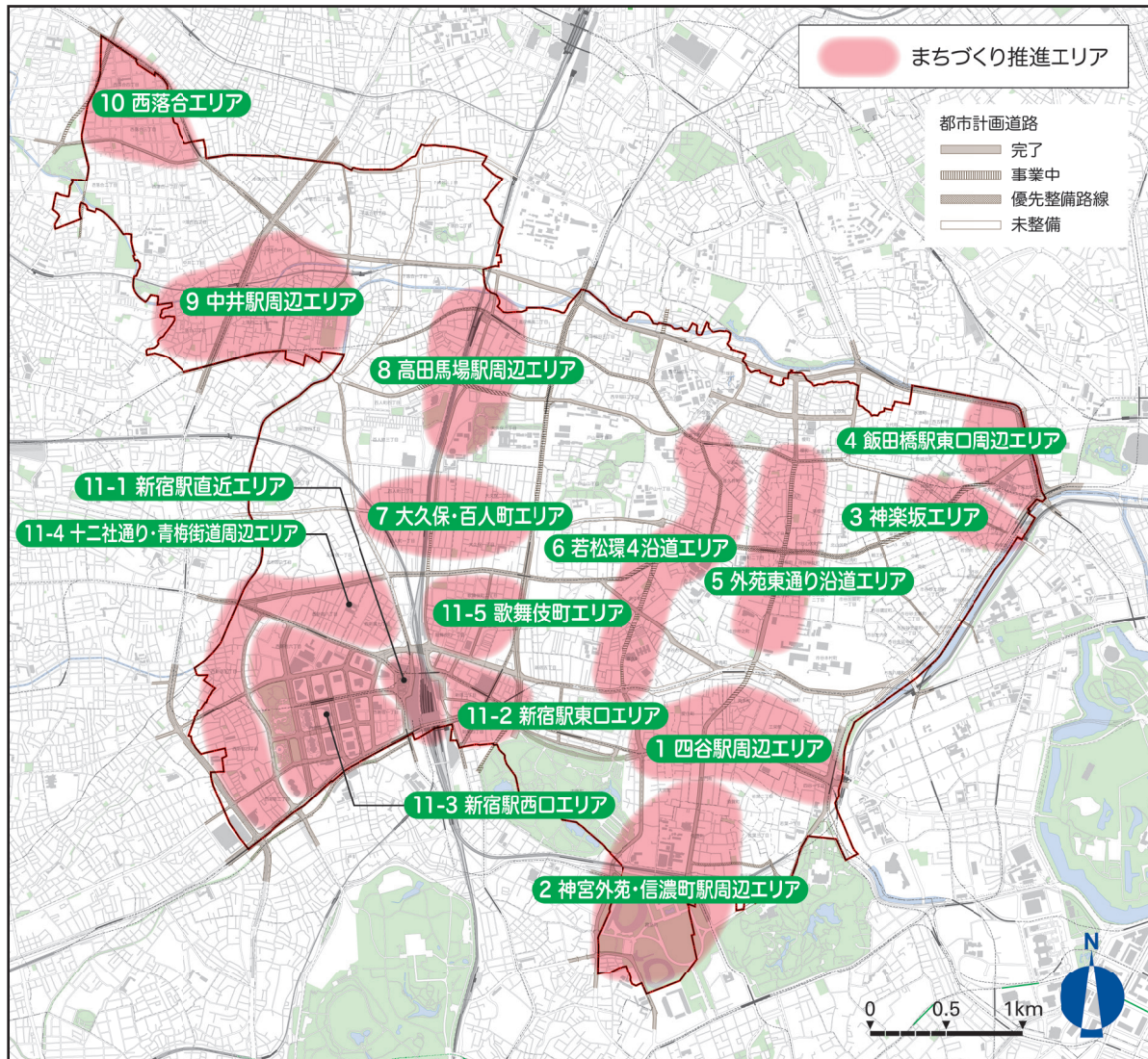
- ① 地域の魅力の向上や地域相互のネットワークの拡充など、周辺地域へ波及することや相乗効果をもたらすことが期待できる。
 - ・魅力的なまちづくりによる来街者の増加や周辺地域を含めたまちの活性化が期待できる。
 - ・駅や駅周辺が再整備されて駅利用者の生活の質の向上が期待できる。
 - ・その他
- ② まちづくり主体による地域の課題解決に向けた動向がある。
 - ・地域の住民によるまちづくり組織の設立がある。
 - ・都市計画道路の優先整備路線の指定がある。
 - ・民間開発の動向がある。
 - ・その他
- ③ 具体的な基盤整備、まちの状況の変化や進捗がある。
 - ・防災性の向上等に向けた都市計画道路の整備が進んでいる。
 - ・駅などの拠点施設の整備が進んでいる。
 - ・その他

設定の結果

「まちづくり推進エリア」として15のエリアを設定します。（次ページを参照）

エリア戦略の検証

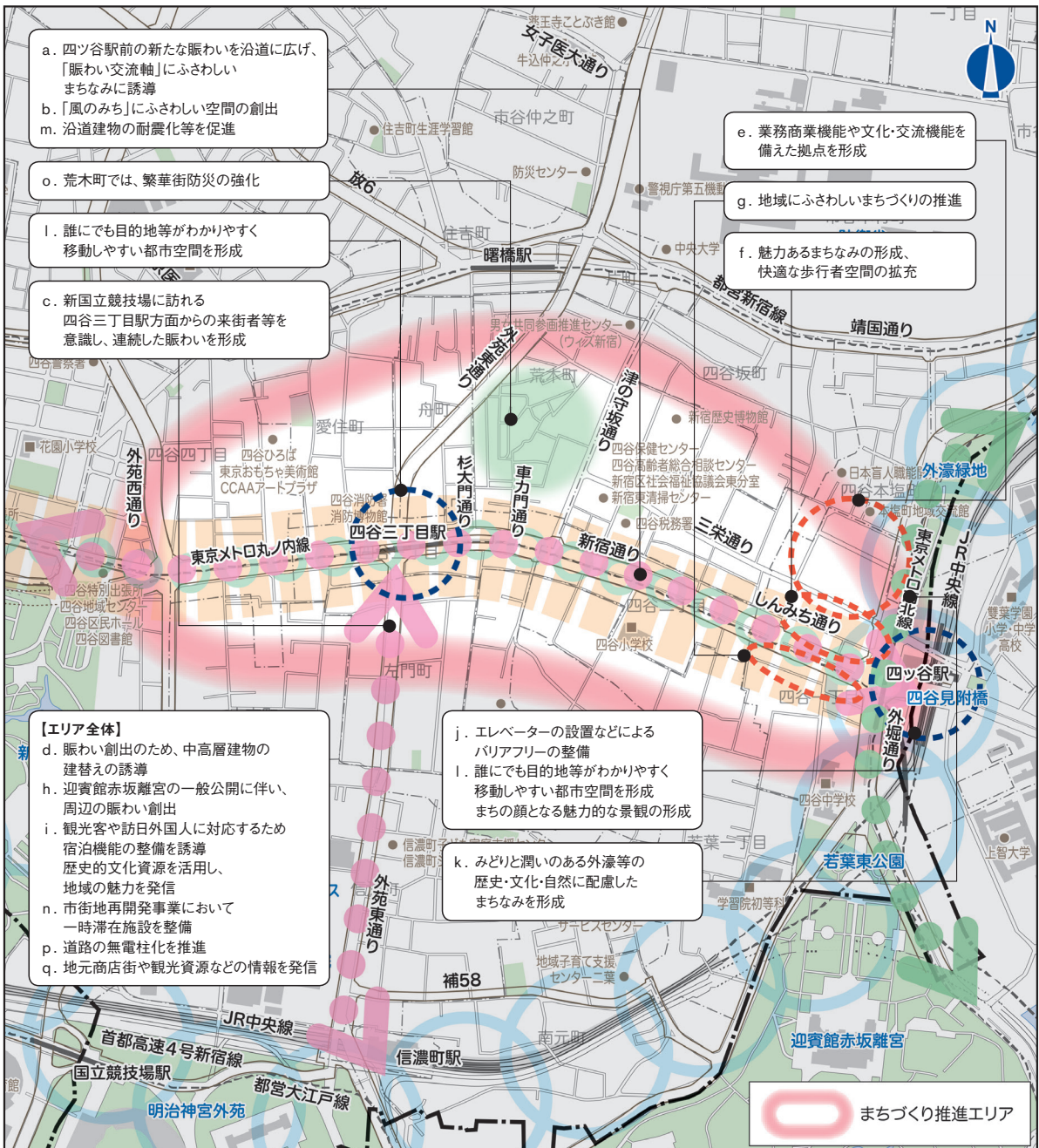
- ・エリア戦略は10年後を見据えた計画とします。
- ・おおむね5年ごとに検証を行い、必要に応じて「まちづくり推進エリア」の設定や、対象エリアの範囲、重点的な取組みなどについて見直します。



1 四谷駅周辺エリア


戦略の方向性


潤いと賑わいが調和した新たな拠点の形成





※おおむねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
 ※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、
 地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。





- 


賑わいのつながりの形成
- 


賑わいの創出
- 

賑わい交流軸
- 

みどりと潤いのつながりの形成
- 

移動しやすい空間の形成
- 

水とみどりの環
- 

防災性の強化
- 

風のみち(みどりの回廊)


戦略の方向性


国際的なスポーツ拠点とつながる玄関口の整備の推進





※おおむねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。





- 


賑わいのつながりの形成
- 


賑わいの創出
- 


賑わい交流軸
- 

みどりの創出、景観形成、環境配慮、交流創出
- 

移動しやすい空間の形成
- 

水とみどりの環
- 

施設の整備
- 

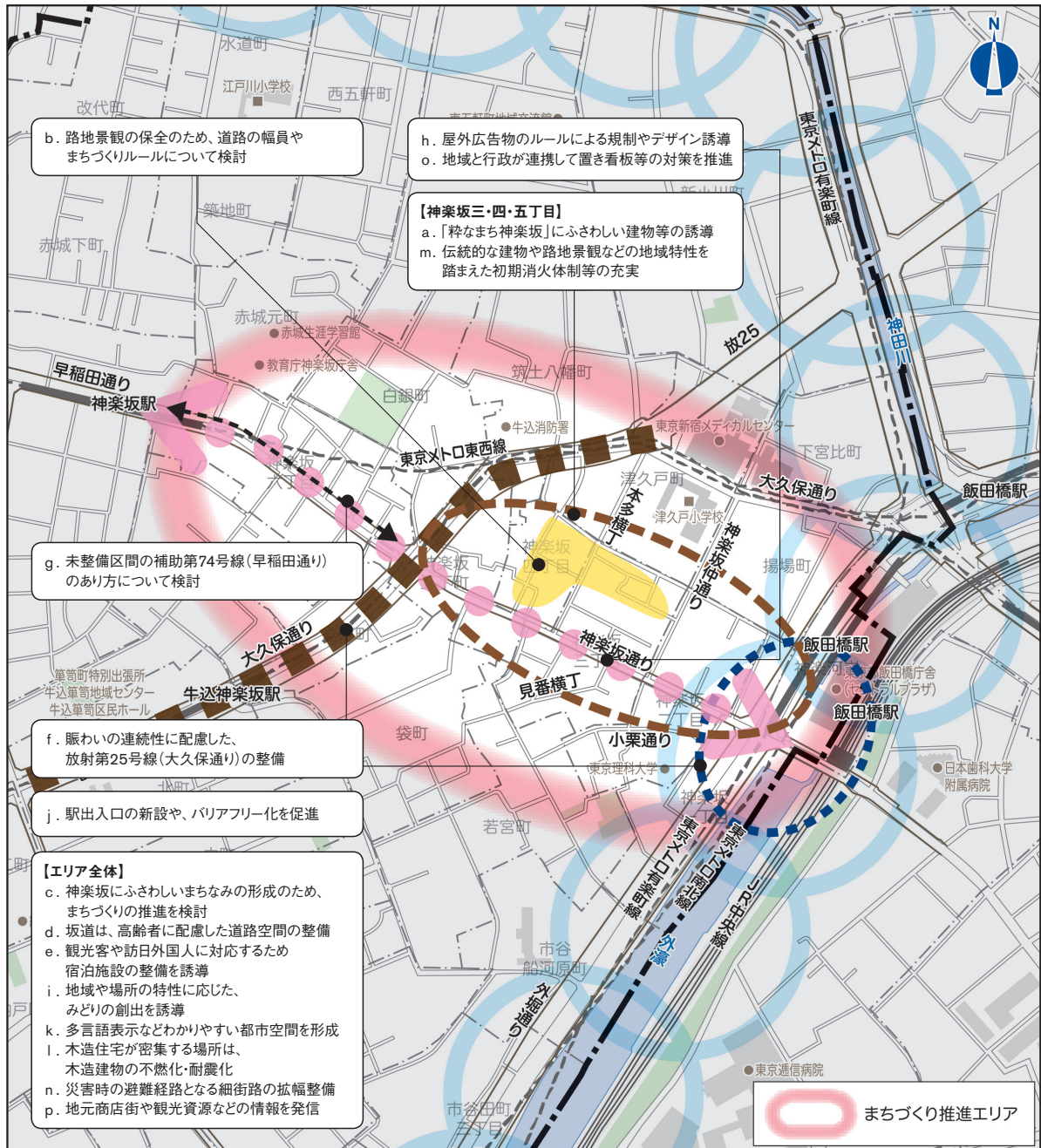
風のみち(みどりの回廊)
- 

良好な環境の創出

3 神楽坂エリア

戦略の方向性

賑わい創出と風情あるまちなみの保全



※おおむねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
 ※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。



- 賑わいのつながりの形成
- 移動しやすい空間の形成
- 水とみどりの環
- 賑わいの連続性に配慮した都市計画道路の整備
- 地域にふさわしいまちづくりの推進
- 補助第74号線(早稲田通り)のあり方検討
- 路地景観の保全

戦略の方向性

住・商業・業務が調和した賑わい創出の推進



※おおむねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
 ※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。

- 都市計画道路の整備に伴う沿道のまちづくり
- 賑わいの創出
- 水とみどりの環
- 地域にふさわしい景観の形成
- 地域にふさわしいまちづくりの推進
- 移動しやすい空間の形成

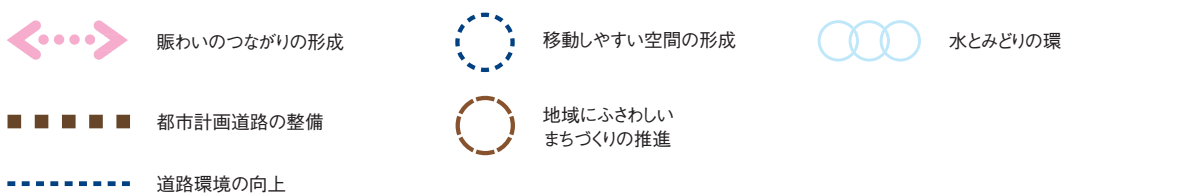
5 外苑東通り沿道エリア

戦略の方向性

安全で潤いと賑わいあるまちづくりの推進



※おおむねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
 ※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。



戦略の方向性

災害に強く潤いある住環境整備の推進



※おもねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
 ※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、
 地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。

- ■ ■ ■ ■ 都市計画道路の整備と沿道のまちづくり
- ■ ■ ■ ■ 都市計画道路の整備後のまちのあり方の検討
- ● ● ● ● 道路環境の向上
- ■ ■ ■ ■ 良好な住環境の形成
- ■ ■ ■ ■ 賑わい交流軸
- ○ ○ ○ ○ 風のみち(みどりの回廊)

7 大久保・百人町エリア

戦略の方向性

人々を惹きつける新たな賑わいのまちづくりの推進

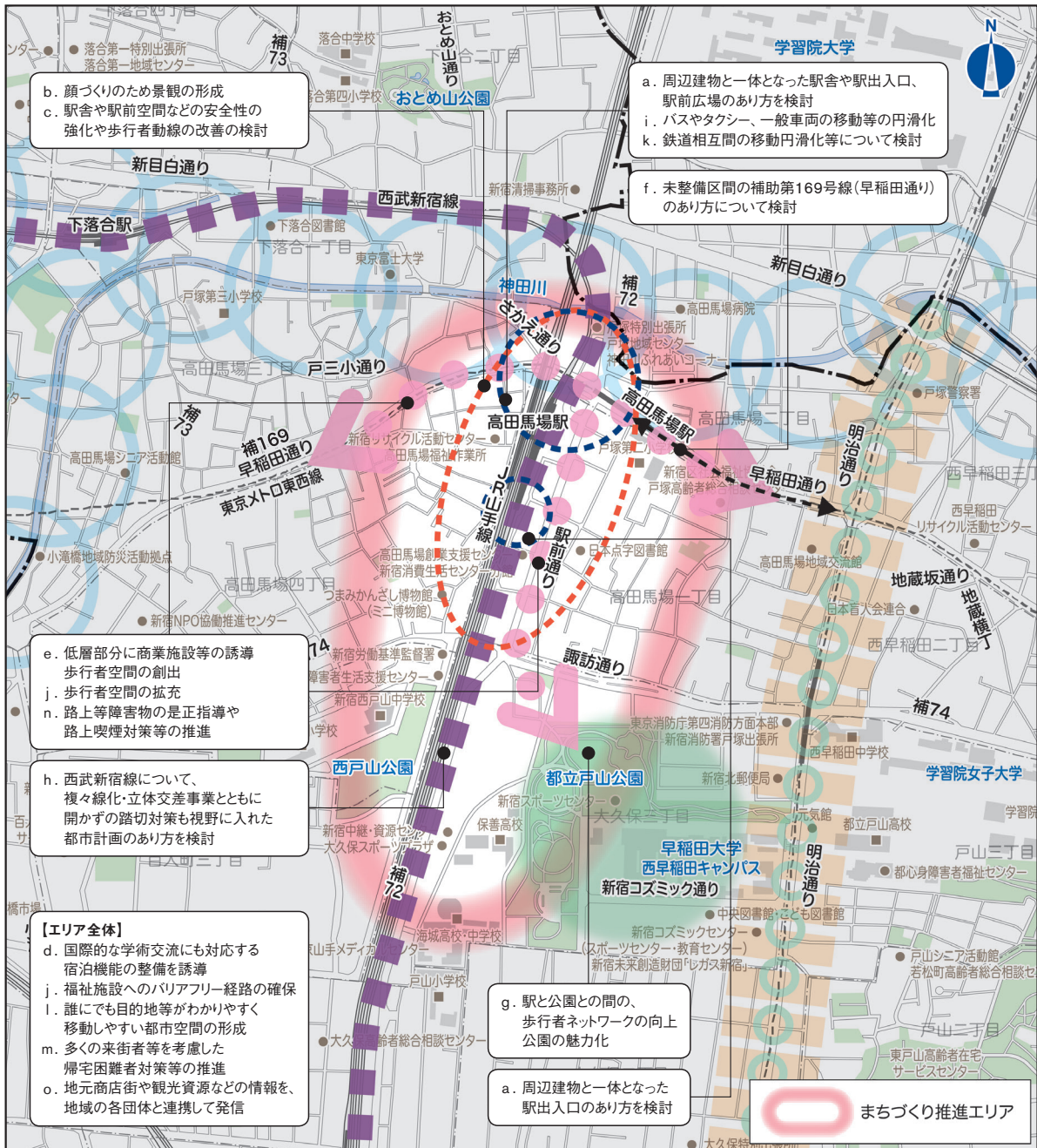


※おおむねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
 ※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。



戦略の方向性

賑わいとユニバーサルデザインのまちづくりの推進



※おもねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
 ※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、
 地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。

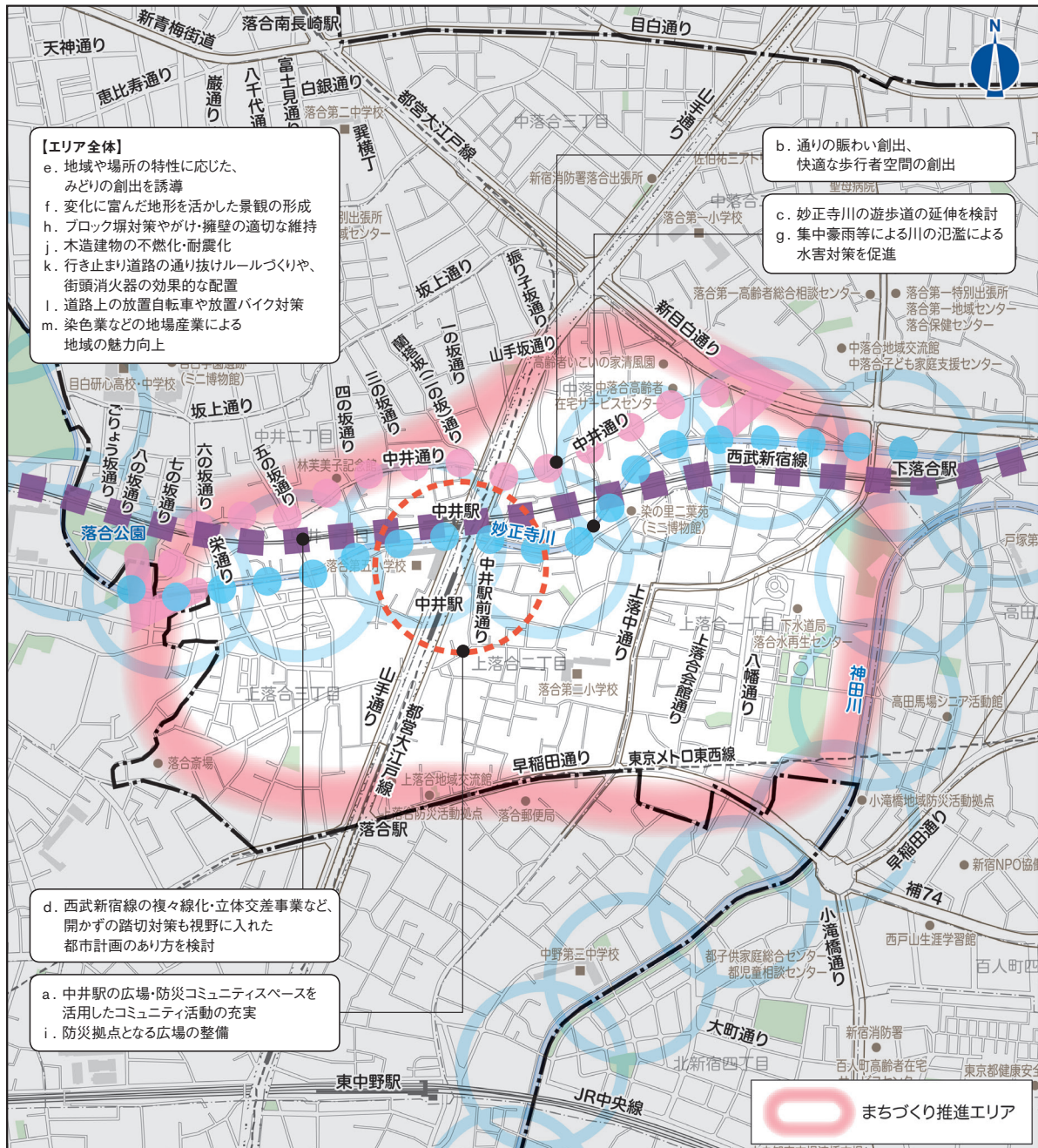


-
- 賑わいのつながりの形成
- 賑わいの創出
- 西武新宿線の都市計画のあり方検討
- 移動しやすい空間の形成
- 早稲田通りのあり方検討
- 公園の魅力化
- 賑わい交流軸
- 水とみどりの環
- 風のみち(みどりの回廊)

9 中井駅周辺エリア

戦略の方向性

安心して暮らせる防災まちづくりの推進

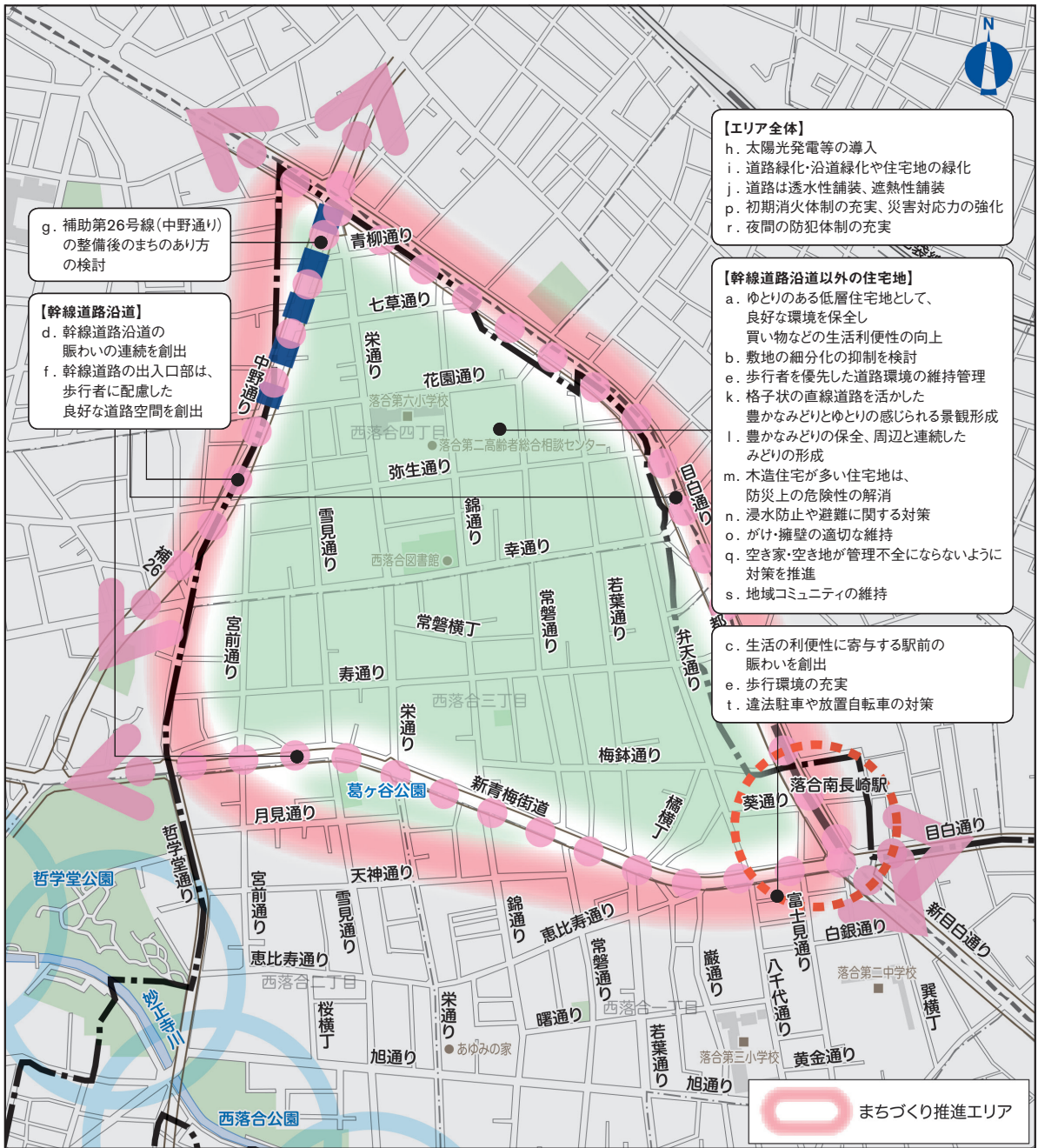


※おおむねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
 ※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、
 地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。
 注：道路名称は、新宿区が設定した「道路通称名」も含まれます。



- 賑わいのつながりの形成
- 賑わいの創出
- 水とみどりの環
- 西武新宿線の都市計画のあり方検討
- 妙正寺川の遊歩道の検討
水害対策

住み続けられるまちの魅力の発展



※おおむねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
 ※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、
 地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。
 注：道路名称は、新宿区が設定した「道路通称名」も含まれます。

- 【エリア全体】**
- h. 太陽光発電等の導入
 - i. 道路緑化・沿道緑化や住宅地の緑化
 - j. 道路は透水性舗装、遮熱性舗装
 - p. 初期消火体制の充実、災害対応力の強化
 - r. 夜間の防犯体制の充実

- 【幹線道路沿道以外の住宅地】**
- a. ゆとりのある低層住宅地として、良好な環境を保全し
買い物などの生活利便性の向上
 - b. 敷地の細分化の抑制を検討
 - e. 歩行者を優先した道路環境の維持管理
 - k. 格子状の直線道路を活かした
豊かなみどりとゆとりの感じられる景観形成
 - l. 豊かなみどりの保全、周辺と連続した
みどりの形成
 - m. 木造住宅が多い住宅地は、
防災上の危険性の解消
 - n. 浸水防止や避難に関する対策
 - o. がけ・擁壁の適切な維持
 - q. 空き家・空き地が管理不全にならないように
対策を推進
 - s. 地域コミュニティの維持

- c. 生活の利便性に寄与する駅前の
賑わいを創出
- e. 歩行環境の充実
- t. 違法駐車や放置自転車の対策

- 【幹線道路沿道】**
- d. 幹線道路沿道の賑わいの連続を創出
 - f. 幹線道路の出入口部は、歩行者に配慮した
良好な道路空間を創出

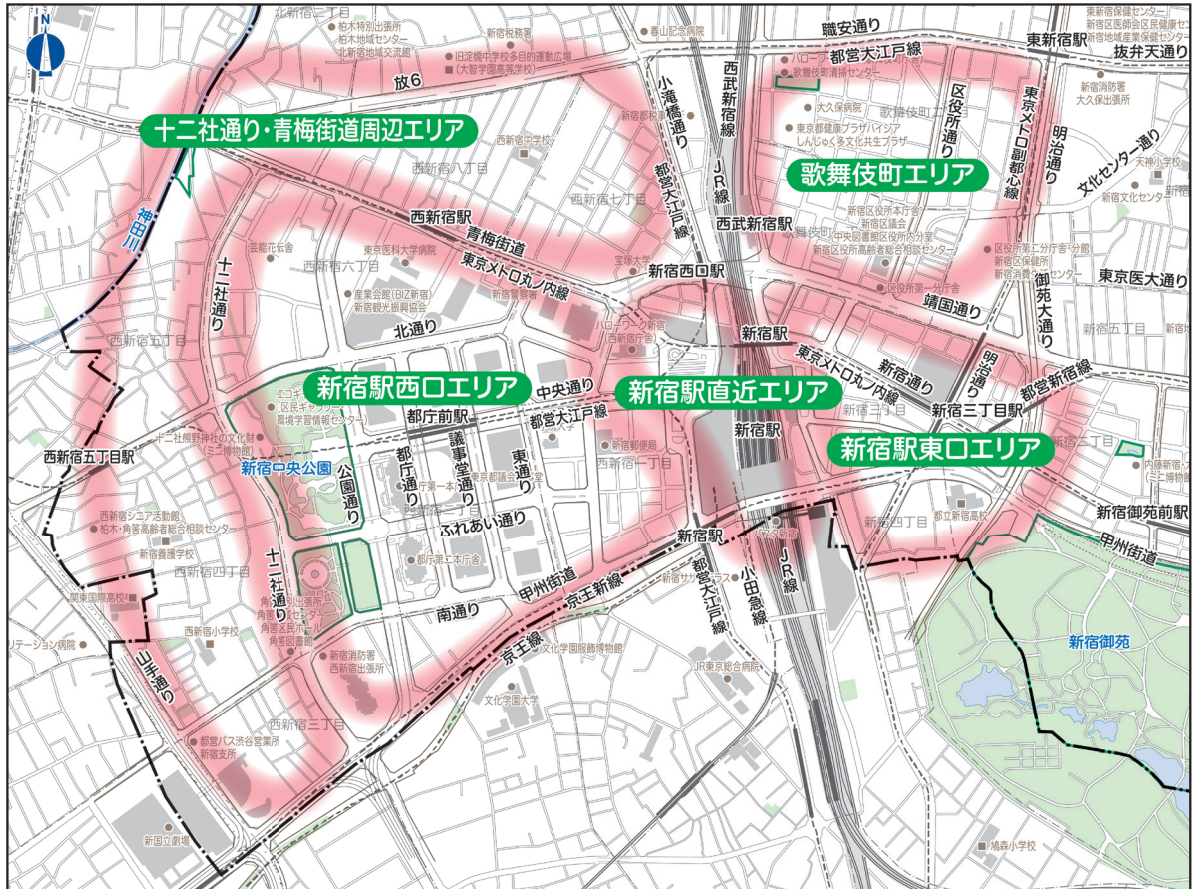
g. 補助第26号線(中野通り)の整備後のまちのあり方の検討

	賑わいのつながりの形成		賑わいの創出		水とみどりの環
	都市計画道路の整備後のまちのあり方検討		良好な住環境の形成		

11 新宿駅周辺地区

新宿駅周辺地区図

- ・本地区は、新宿駅周辺で設定された5つのエリアを包括的に捉える地区です。



各エリアの位置づけ

- ・「新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン」による区分を参考に、まず新宿駅を中心に、駅直近(11-1)と隣接する東口・西口(11-2、11-3)を位置づけます。次いで、それらの周囲にあたる十二社通り・青梅街道周辺(11-4)と歌舞伎町(11-5)を位置づけます。


11-1 新宿駅直近エリア	新宿駅と新宿駅周辺地区の特色ある各エリアをつなぎ、新宿の競争力・都市の活力を牽引し、新宿の顔となる地区の形成
11-2 新宿駅東口エリア	世界からの集客、消費を誘導する商業地区の形成
11-3 新宿駅西口エリア	業務・商業・宿泊・教育・医療等複合用途の高度集積を強化
11-4 十二社通り・青梅街道周辺エリア	密集市街地では防災機能の向上と居住機能をはじめとした複合市街地の形成
11-5 歌舞伎町エリア	日本・新宿を象徴する文化の創造・発信機能、娯楽、商業、宿泊等の機能集積による集客性の強化


戦略の方向性


多様な人やまちが交流し、世界に広がる創造交流拠点





※おおむねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
 ※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。
 ※重点的な取組みは、新宿の拠点再整備検討委員会における検討との整合を図っていきます。


- 


賑わいのつながりの形成
- 


新宿駅を囲む歩行者ネットワークの充実
- 


賑わい交流軸
- 

東西をつなぐ軸の形成
- 

まちの顔づくり
- 

水とみどりの環
- 

エリア間のつながりの形成
- 

風のみち(みどりの回廊)
- 

文化のつながりの形成

11-2 新宿駅東口エリア

戦略の方向性

日本を代表する賑わいと歩きたくなるまちづくりの推進



※おおむねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
 ※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、
 地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。

- | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <...> 賑わいのつながりの形成 <=> 東西をつなぐ軸の形成 <=> エリア間のつながりの形成 <...> 文化のつながりの形成 | <ul style="list-style-type: none"> <...> 新宿駅を囲む歩行者ネットワークの充実 <...> 地下通路の延伸 ○ まちの顔づくり | <ul style="list-style-type: none"> 賑わい交流軸 ○ 水とみどりの環 ○ 風のみち(みどりの回廊) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

新たな魅力の創出と洗練された都市空間の充実



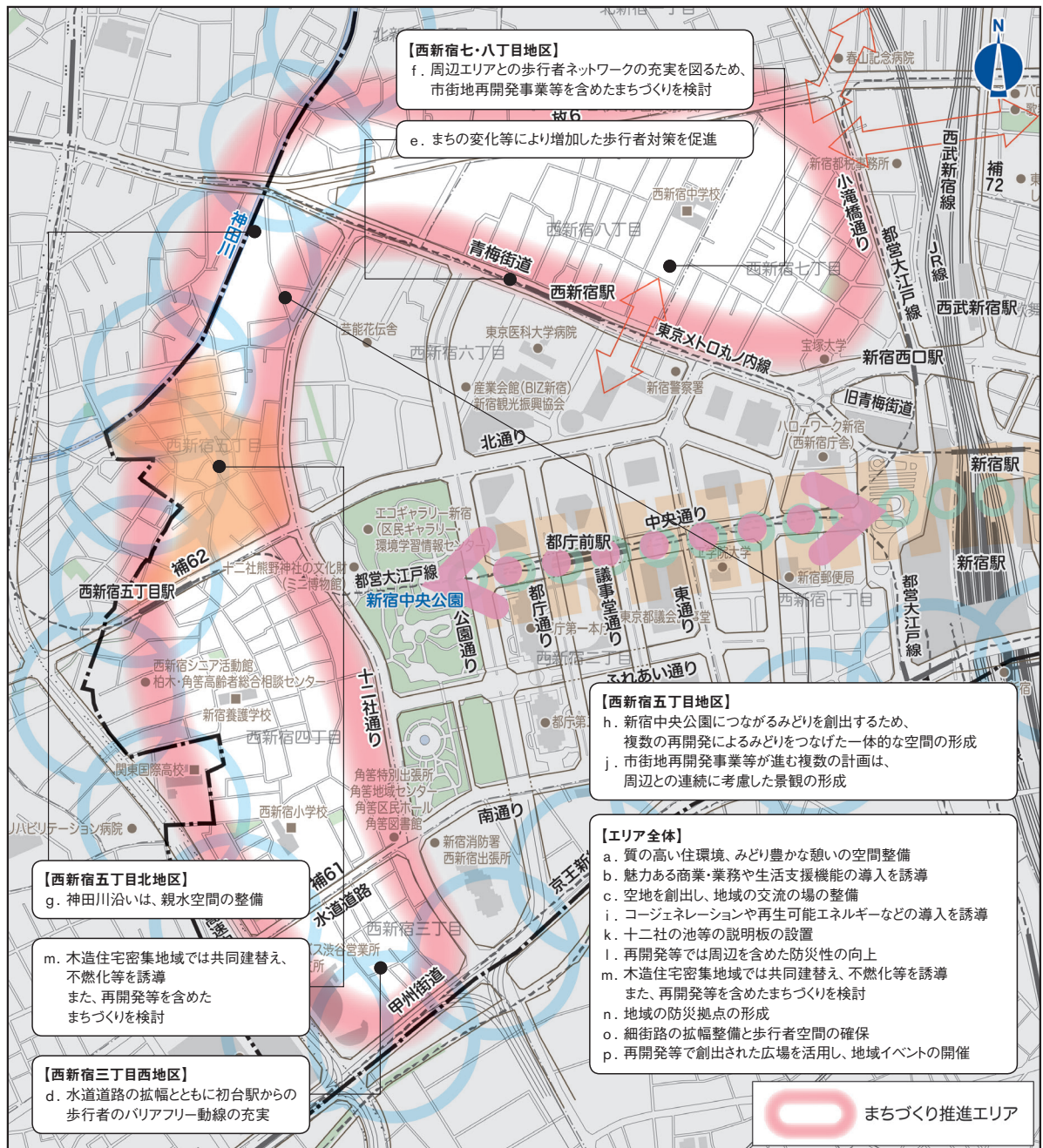
※おおむねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
 ※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、
 地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。

- 賑わいのつながりの形成
- 東西をつなぐ軸の形成
- エリア間のつながりの形成
- 文化のつながりの形成
- 新宿駅を囲む歩行者ネットワークの充実
- まちの顔づくり
- 地域にふさわしいまちづくりの推進
- 賑わい交流軸
- 水とみどりの環
- 風のみち(みどりの回廊)

11-4 十二社通り・青梅街道周辺エリア

戦略の方向性

災害に強く利便性の高い都心居住整備の推進



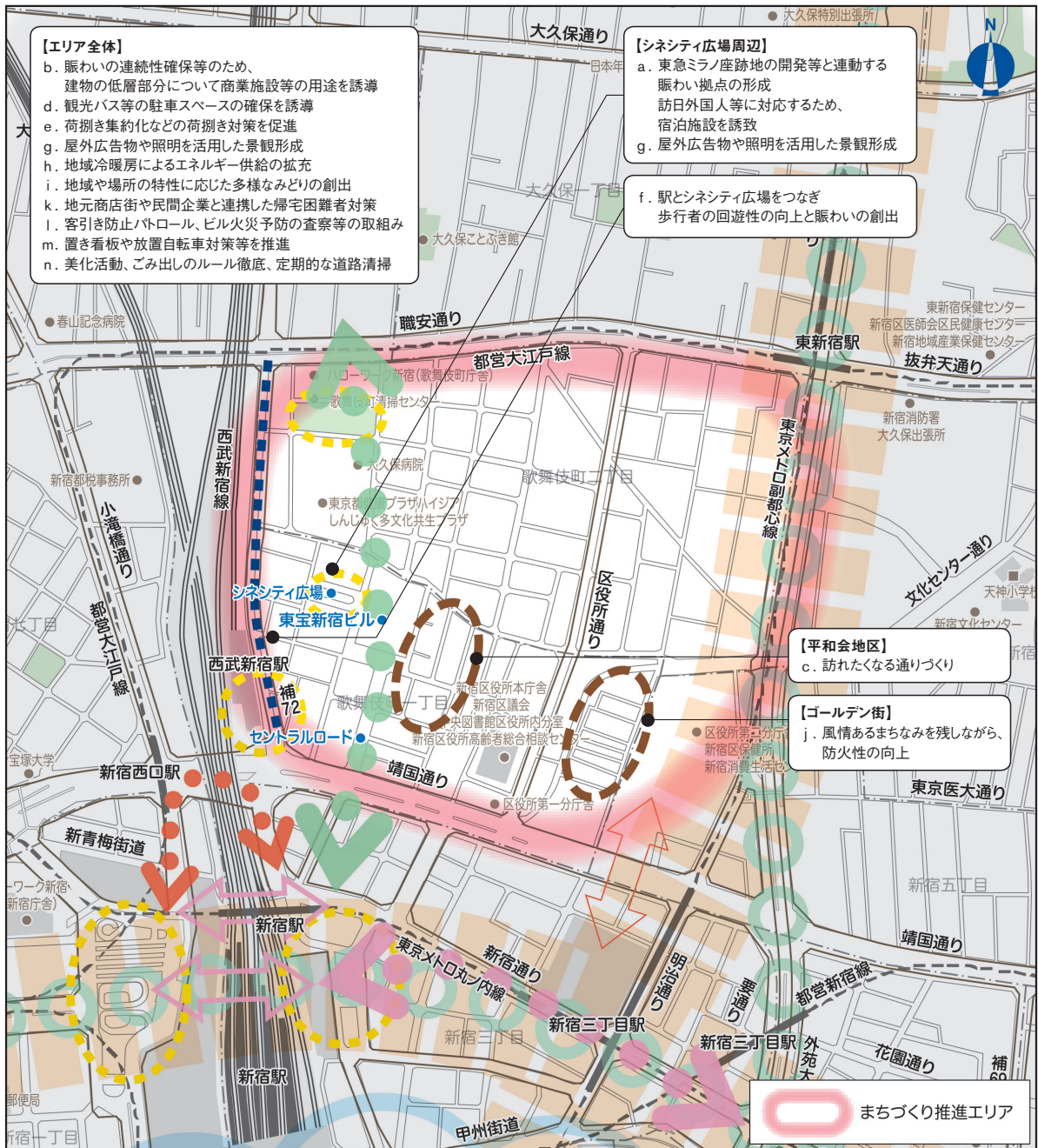
※おおむねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
 ※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。



- 賑わいのつながりの形成
- 賑わいのつながりの形成
- 木造住宅密集地域における共同建替え、不燃化
- 賑わい交流軸
- 水とみどりの環
- 風のみち(みどりの回廊)

戦略の方向性

世界のエンターテインメントシティ歌舞伎町のまちづくりの推進



※おおむねの位置を示しています。凡例は主にエリア内のものを示しています。
 ※重点的な取組みはエリア内を中心に進めますが、エリアの範囲は、地域の方々の意見やまちづくりの進捗等を踏まえ、必要に応じて見直します。



- 賑わいのつながりの形成
- 東西をつなぐ軸の形成
- エリア間のつながりの形成
- 文化のつながりの形成
- 新宿駅を囲む歩行者ネットワークの充実
- 道路環境の向上
- まちの顔づくり
- 地域にふさわしいまちづくりの推進
- 賑わい交流軸
- 水とみどりの環
- 風のみち(みどりの回廊)

新宿区まちづくり長期計画

概要版

THE MACHIZUKURI LONG-RANGE PLAN
FOR THE CITY OF SHINJUKU
OVERVIEW

平成30(2018)年3月発行

[編集・発行]

新宿区都市計画部都市計画課

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
03-3209-1111(代表)

[印刷物作成番号]

2017-15-4001